

産業構造審議会保安分科会液化石油ガス小委員会（第1回）議事録

日時：平成25年3月7日（木） 9：00～12：00

場所：経済産業省 別館5階 526会議室

議題：

- (1) 議事の運営等について
- (2) 「東日本大震災を踏まえた今後の液化石油ガス保安の在り方について」のフォローアップについて
- (3) LPガス事故の発生状況（平成24年）及び立入検査の実施状況（平成24年度）について
- (4) 液化石油ガス販売事業者等保安対策指針について
 - ①平成24年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針の取組状況について
 - ②平成25年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針（案）について
- (5) 民生用バルク供給システムの告示検査について
- (6) その他（液化石油ガス保安法の運用に係る改正等の実施状況について等）

議事内容

○福田ガス安全室長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第1回産業構造審議会保安分科会液化石油ガス小委員会を開催いたします。

本日は、早朝からお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

開催に当たりまして、事務局を代表いたしまして、商務流通保安審議官の豊永よりごあいさつをさせていただきます。

○豊永商務流通保安審議官

おはようございます。今、福田室長からありましたように、早朝からご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

先ほど何人かの方々にもごあいさつさせていただきましたように、私は、商務流通保安審議官の豊永と申します。昨年9月までは商務流通審議官でありましたけれども、原子力安全・保安院が原子力部分を環境省に移したものですから、残る産業保安部分が、私が

元々おりました商務流通グループと一緒にしまして、商務流通保安グループという形で再出発してございます。よろしくお願ひ申し上げます。

また、それに伴いまして、昨年11月に産業構造審議会の中に保安分科会を設けました。その下に幾つかの小委員会があるわけですが、本日、第1回目を迎えられるこのLPガスの小委員会もお願いをしたわけでございます。

まずは、大震災からほぼ2年になります。私は当時中小企業庁におりまして、3月のうちに宮城県に入って石巻まで行った覚えがありますけれども、その前後でよく、都市ガスが供給できないとき、また電気が途絶しているときに、LPのご活躍ということを目にしました。今さらながら関係者のご尽力に感謝を申し上げます。

本日は、このお机の上、目の前に少し厚めの、私の枕ぐらいの厚さがあるかなという資料を置かせていただいております。昨今、ペーパーレスで紙をあまり使うなということなのでありますけれども、ちょっとここは改めたいと思いますが、役所自体は今、ほとんどパソコンで仕事をしていまして、紙をプリントしてないということに変わっているのですけれども、どうしてもここまで指揮が届きませんで、今日のご容赦ください。

この厚い資料を使って、今日は、4つほどご議論いただきたいと思っております。先ほど申し上げました大震災の後の経験を踏まえた保安対策、去年の3月に14ほどの対策をまとめていただきましたけれども、それをいわばマニュアル化するというのが1つであります。

2つ目は、昨今のLPガス事故の発生状況を踏まえて、さらなる消費者への周知徹底などを図りたい。平成2年以降と聞いておりますけれども、事故数でいうと20年来の最高値、株価みたいな感じがしますけれども、決していいことではないと思っております。重大事故も、去年の岐阜県の事故のように痛ましい事故がございました。業務用の分野にも目を配らなければいけない形に今なっていると思っております。ぜひこうした分野での対策のあり方をご検討いただければと思っております。

この厚い資料を前にして申し訳ない、恐縮なのですが、いつもLPガス保安対策指針が年々厚くなってございました。今回それが、2万のLPガス販売事業者の方々には多分机の上に置くにはちょっと不便だろう、日常ごらんになるには少し厚いだろうということで、簡素化・重点化をして、見やすい真のハンドブックになるような形にならないかという工夫をさせていただきたいと思っております。

最後に民生用バルクの議論、これも平成9年からの課題でございますけれども、そろそ

る検査に向けての技術手順など定めていただきたいと思います。

それから、恐らく福田室長の話の中に出てくるはずでありますけれども、今、保安分科会の中で各エネルギー分野に横断的に関係する産業保安のあり方、見直し、これは自主保安を本来全うすべき分野でありながら、産業事故と呼ばれている石油コンビナートにおける事故などがここ数年多発してございます。こういったところにやや行き届かない部分が、産業サイドにも、また役所サイドにもあるのかもしれないということで、その検証作業、また、さらに講ずべき対策のあり方についての議論をしてございます。ぜひこの小委員会の方々にもご意見を賜りたいと思っております。

ちょっと厚い紙なので、つい私も説明のほうが長くなってしまいましたけれども、午前中いっぱいだと思っております。3時間の会議で長くなりますけれども、ご容赦いただきまして、ご議論のほどよろしくお願い申し上げます。

長々とありがとうございました。よろしくお願い申し上げます。

○福田ガス安全室長

引き続きまして、後ほど資料の中でもご報告をさせていただきますが、本小委員会の委員長につきましては、産業構造審議会の保安分科会におきまして橘川委員が指名されております。

ここで、橘川委員長より一言ごあいさついただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

○橘川委員長

ご紹介いただいた橘川です。よろしくお願いいたします。

この15日から、今度は総合部会という形でエネルギー問題の議論が始まりまして、また辰巳さんに叱られる日が始まると思うのですがけれども、その前の基本問題委員会、議論のための議論で何もしなかったみたいなことが書かれているのですがけれども、幾つかちゃんと合意したことがあります。その中の1つ重要なことは、3・11の前は3%だったコジェネを、どの原発依存度にしてもコジェネは15%にするということが事実上合意されています。ということは、分散型のエネルギー網というのは非常に重要だということです。

私は、2006年から釜石に出入りさせていただいていますが、釜石の方々に聞くと、あの寒かった3・11に命を救ったのは、1にLP、2に自衛隊と、こういうふうにいわれています。そういう意味で、非常にLPは大事です。今日は、木村さんがお見えになっていますけれども、東京都のように都市ガスが普及したエリアでも、防災上、もう一度LPガスを

活用しようというような話も出ているわけです。

先日、石油関係の海外ビジネスチャンスということで東南アジアに調査に行かせていただいたのですが、ジャカルタの街は、東京の人口よりもはるかに多い街なのですけれども、ガス化が進んでいて、全部L Pなんですね。明らかに日本よりもたくさん事故なども起きているという話を聞いています。ここで我々が今議論しようとしているのは、多分世界水準のL Pガスの保安の話でありまして、そういう意味でいきますと産業保安自体もちろん重要ですが、これは単にマイナスをマイナスにする話ではなくて、マイナスをマイナスにするメカニズムが多分プラスにつながる、日本の成長戦略にもつながるような重要な話を我々は議論しようとしているのだと思います。

どうかよろしく願いいたします。

○福田ガス安全室長

どうもありがとうございました。

それでは、ここからの議事進行につきましては、橘川委員長のほうにお願いしたいと思います。橘川委員長、お願いします。

○橘川委員長

それでは、よろしく願いいたします。

まず、今日は長い会議になりますので、なるだけ効率的にいきたいと思います。事務局より資料の確認をお願いいたします。

○福田ガス安全室長

まず、委員の方のご出席状況です。

本日は、代理の方2名含めまして、委員15名の全員にご出席いただいております。

また、小委員会の定足数にも達しております。

それから、本日は第1回の小委員会となりますので、前身の総合資源エネルギー調査会の液化石油ガス部会、こちらからの引き続きの方を含めまして、今回からご参加いただきます方々が多数おられますので、まず、私のほうからご紹介をさせていただきたいと思っております。座席表と名簿のほうをご参照いただきたいと思います。

まず、今回からご参加いただきます、日本女子大学家政学部家政経済学科教授・天野委員でございます。

同じく今回からご参加いただきます、産経新聞論説委員・井伊委員でございます。

一般社団法人日本エルピーガス供給機器工業会会長・内海委員も今回からのご参加とな

りますけれども、本日は、代理といたしまして専務理事の榎本様にご出席であります。

同じく今回からご参加いただきます、一般社団法人全国LPガス協会会長・北嶋委員でございます。

今回からご参加いただきます、国立大学法人東京大学大学院工学系研究科特任教授・越委員でございます。

今回からご参加いただきます、社団法人日本フードサービス協会副会長・小林委員でございます。

引き続きご参加いただくこととなります、高圧ガス保安協会会長・作田委員でございます。

引き続きご参加いただきます、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会常任顧問・辰巳委員でございます。

同じく引き続きのご参加となります、一般社団法人日本ガス石油機器工業会会長・内藤委員でございます。

引き続きご参加いただきますこととなります東京都環境局環境改善部長・中村委員でございますが、急遽欠席となりまして、代理といたしまして環境保安課長の木村様にご出席いただいております。

引き続きのご参加となります、日本LPガス協会会長・松澤委員でございます。

同じく引き続きのご参加となります、一般社団法人日本コミュニティーガス協会専務理事・松村委員でございます。

今回からのご参加となります、全国地域婦人団体連絡協議会理事・山田委員でございます。山田委員は、愛知県の地域婦人団体連絡協議会の会長でもいらっしゃいます。

今回からご参加いただきます、一般社団法人日本ガス協会常務理事・和田委員でございます。

続きまして、事務局側の出席者をご紹介します。

先ほどごあいさつ申し上げました商務流通保安審議官の豊永。

産業保安担当審議官の中村。

保安課長の表。

高圧ガス保安室長の川原。

こちら側になりまして、製品安全課長矢島でございますが、本日、代理で吉田補佐が参加であります。

資源エネルギー庁石油流通課液化石油ガス担当企画官の小島。

ガス安全室の室長補佐の縄田と、同じくガス安全室長補佐の但馬でございます。

大変申しおくれましたが、私はガス安全室長・福田でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、配付資料の確認をいたします。

一番上にごございました資料が配付資料一覧になっておりまして、資料1から11まで、先ほどから指摘がありますように大部になっております。一番最後、参考資料が3つありまして、最後に1枚、チラシがついております。

もし配付資料に不備等ございましたら、議事進行中でも結構でございますので、挙手にてお知らせいただきたいと思います。

○橘川委員長

どうもありがとうございました。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。

お手元の議事の紙をみていただくとわかりますが、最初の議題は「議事の運営等について」ということであります。

では、福田さんから、資料1から3を使って説明をお願いしたいと思います。

○福田ガス安全室長

まず、議事の運営について、資料1でございます。

特別の事情がある場合を除き公開といたしまして、一般傍聴も認めることとしたいと思います。

また、配付資料と議事録についても、特別の事情がある場合を除き、公開といたします。

議事要旨につきましても、無記名となりますが、これは1週間以内程度でホームページに掲載したいと思っております。内容につきましても事務局のほうにご一任いただければと思います。

あと、詳細な議事録、こちらは記名となりますけれども、委員の皆様にご確認いただいた後に公開するというのを予定してございます。

引き続きまして、資料2をごらんください。

先ほど豊永のほうからご紹介ありました産業構造審議会保安分科会、この小委員会の上の会議体になります、この役割についての説明資料となります。1段落目にありますように、これまでは産業保安については総合資源エネルギー調査会、ここの分科会等で調査・

審議が行われました。今般、原子力安全・保安院が廃止となり組織改編になりましたので、これにかわるものとして産業構造審議会に保安分科会を設置いたしまして、一括して審議を行うことになりました。

3段落目にまとめてございますけれども、この分科会のもとにはそれぞれの分野ごとの小委員会を設け、詳細な検討を行うことになりましたが、共通の検討課題として、1つ目、自然災害への対応、2つ目、産業事故、保安義務違反への対応、3つ目、時代が要請する新たな課題への対応、こういった3つの論点が提示をされております。

2枚めくっていただきまして、下のほうに3という数字が出てまいりますけれども、3ページの下に参照として図がございます。左側に従来の審議会の形態、右側に新規というこれからのものがございます。従来は総合資源エネルギー調査会のもとに3つの分科会、部会がございまして、そのもとに①から⑤まで5つの部会、小委員会が置かれておりました。これが、新しく産業構造審議会のもとに保安分科会というのが置かれ、その下に5つの小委員会が置かれます。②のところ、この液化石油ガス小委員会に該当いたします。

さらにめくっていただきまして、下のページの5ページというのをごらんいただけますでしょうか。こちら冒頭ごあいさつの中で紹介がございましたけれども、先日2月28日に開催されました第2回の保安分科会、こちらのほうで提示されました資料でございまして、産業事故の発生防止に向けた論点（案）としてまとめてございます。こちらにつきましては、特に一昨年、昨年と事故が多発しており、死亡事故も生じているコンビナート、こういったところの事故に力点を置いてはおりますけれども、液化石油ガスも含めたほかの分野の産業保安事故についても共通の指摘というのが盛り込まれております。こちらにつきましては、今月末、保安分科会で改めて報告書の形で議論することになっておりますけれども、簡単にポイントをご説明いたしますので、もしご指摘等ございましたら、ぜひお願いできればと思います。

1. には、産業保安の重要性というのが書いてございます。後半のほう、こちらのほうは産業競争力との関係を多少書いてございますけれども、冒頭の産業保安が一義的に国民の生命、身体、財産の被害の防止の観点から必要であるということについては、どの分野も共通ではないかと思えます。

2. 産業事故の発生状況、ここにつきましては石油コンビナートあるいは化学工業、石油精製業というのがピックアップされておりますけれども、この根底には、ほかの分野の事故というのも背景にはございます。

めくっていただきまして3. というところ、次の6ページの上のほうでございますけれども、企業とか業界団体の自主的な取り組みの重要性ということについて、ここでまとめております。特に企業による自主保安の徹底、これも昨今の規制緩和と産業保安の確保というのを両立させていくために共通の課題ではないかと思えます。この液化石油ガスの分野につきましても、従来から保安対策指針という自主的な保安の徹底のための指針をまとめておりますので、こういった面でも共通課題があるかと思えます。また、内容につきましても、従業員の教育をどうするか、あるいは経営トップの積極的な関与、こういった面でも共通点が多々ございます。

以下、4. としては事故の防止に向けた政府の取り組みの姿勢、5. のほうでは今後の自然災害への対応といったところがこの中に盛り込まれてございます。

続きまして、資料3をごらんいただけますでしょうか。今の資料2は保安分科会についてのものでございましたが、こちらの資料3については、液化石油ガス小委員会、本小委員会についての資料になります。

1. でこの小委員会の設置、こちらについては、11月6日、昨年第1回の保安分科会でこの設置が認められております。また、所掌事務につきましては、今後の液化石油ガスの保安のあり方についての審議になること。3つ目のところで、委員長については橘川武郎委員が既に保安分科会長より指名をされておりますということを記載してございます。

2. 当面の検討課題でございますが、4点ここには記載しております。まず、「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」につきまして、取り組み状況を踏まえて次年度の同指針について審議を行うこと。液化石油ガスについての年間の事故報告を集計し、審議を行うこと。自然災害の対応について審議を行うこと。最後に、保安施策、関係法令の制定・改廃、こういった審議を行うこと、こういう4点を掲げさせていただいております。

以上、資料1から3までのご説明とさせていただきます。

○橘川委員長

どうもありがとうございました。

それでは、ここまでのご説明について、ご意見、ご質問を賜りたいと思います。中心だったのは資料2ですが、これは今月末の第3回保安分科会で議論されるということで、それについての意見もちょうだいしたいと思います。いかがでしょうか。

また後でありましたら、後ほどでも構いません。ただ、手続上、資料1の議事の運営についてと、資料3の産業構造審議会保安分科会液化石油ガス小委員会についてというのは

審議事項になっていますので、確認をとりたいと思います。

事務局のご提案にご異論はないでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では、このとおり進めさせていただきます。

それでは、次の2番目の議題に移ります。

議題の2番目、「『東日本大震災を踏まえた今後の液化石油ガス保安の在り方について』のフォローアップについて」であります。

それでは、今度は資料4-1、資料4-2に基づいて、福田さんお願いいたします。

○福田ガス安全室長

それでは、資料4-1と4-2をごらんください。

4-1、「『東日本大震災を踏まえた今後の液化石油ガス保安の在り方について』のフォローアップについて」となっております。

まず、1. のところがございますが、このタイトルと同じ今後の保安の在り方については、昨年3月のこの小委員会の前身であります総合資源エネルギー調査会の液化石油ガス部会のほうで報告書がまとめられております。この4-1の資料の53ページ以降に概要として参考が記載されておりますが、ここで14の対応策というのが提示されております。この14の対応策の具体化につきまして、高压ガス保安協会のほうに地震対策マニュアル分科会というのが常置されておりましたので、ここでさらに深めた検討をお願いいたしました。

この地震対策マニュアル分科会、2月6日までの間に2回のワーキンググループ、3回の分科会を開催し、また、宮城県の現地調査も含めまして検討を行っていただきまして、この4-2のほうのLPガス災害対策マニュアル、若干まだその後の修正が入っております(案)になっておりますけれども、こういったものを取りまとめていただいております。

この14の対応策の具体的な措置の内容をピックアップしたのが4-1の資料になっておりまして、後ほどご説明させていただきたいと思いますが、この対応策を今後どうするかにつきましては4. にまとめております。後ほどご議論いただきますが、今後、25年度の保安対策指針、この一部ということで産業保安監督部、都道府県あるいは全国LPガス協会、こういったところを通じまして、全都道府県のLPガス協会、あるいは傘下のLPガス販売事業者のほうにまず通知をいたします。その上で、私ども地域保安指導事業という事業をやっておりますので、この中で、全国各地で開催する保安講習会のテキストにも追

加をいたしまして、普及啓発を続けていきたいと思っております。さらに、都道府県のLPガス協会の取り組みを中心といたしまして、全国LPガス協会の協力を得まして、継続的に進捗状況の確認を行いたいと思っております。

以下、ポイントだけ押さえてご説明したいと思っておりますが、2ページ、対応策その1となっております。日液協ルート等の追加。それぞれ対応策を1ページ書いておりまして、その参考資料がそれぞれついているという形態になっております。

この1つ目につきましては、次の3ページ、これが日液協ルートの概要になっておりまして、0.の背景のところ、これは何ぞやというのを書いております。昨年、東日本大震災が起きました。従来からLPガス分野の災害の情報収集体制につきましては、各都道府県のLPガス協会にまず情報が集まるという体制になっております。ところが、東日本大震災は非常に広範囲で、また被災地を直撃いたしましたので、ハブであるLPガス協会自体が被災をしてしまった。この結果、迅速な情報収集ができなかったという反省がありまして、引き続き都道府県のLPガス協会を中心とするのですが、これを補完するものとして日本液化石油ガス協議会という団体がございます。こちらは、本省が担当している比較的規模の大きい企業の集まりでございまして、大企業のほうには各支店の情報が集まってきますので、この情報を活用させていただこうと、これによってLPガスの事故の状況がある程度、大宗はつかめるのではないかとということで整理をしたものでございます。

この中では、目的、発動の対象、どういう事故か、あるいは情報の収集と伝達というところでは、4ページにわたって、会員企業から事務局のほうへの伝達、さらに事務局からガス安全室、当方への伝達といったところのルールを決め、また6ページ以降のほうでは、そのときの様式について、既に日本液化石油ガス協議会の会長・川本様から各会員のほうに通知がされております。

続きまして、8ページになります。対応策その2でございます。これは把握する情報の内容とかタイミングを見直したらどうかというものです。これは大きく2つの論点になっておりまして、1つが、各都道府県のLPガス協会、市町村ごとにどのぐらいのお客さんがいるかということ把握している協会が既にございます。そういたしますと、第一報のどこでどういう被害があったかというテレビや新聞の情報だけでも、どの程度のLPガスの被害が起きているかというのが把握できます。8ページの※に書いてございませけれども、実際に愛知県のエルピーガス協会はこれを把握しておりましたので、平成12年の東海豪雨の際に、この情報を活用して、どのぐらいの人員の応援を派遣すればいいか、どう

いう復旧支援形態が必要かということが把握できましたので、迅速に対応ができたということでございます。

9ページの別紙、これは同様の対策を行っている高知県の例でございますけれども、こういった取り組みをほかの都道府県の協会でもやっていただけないかというものでございます。

もう1点、8ページの後半でございますけれども、甚大な被害の場合——通常の情報収集は10ページ、11ページですが、どの市町村でどういう被害があり、何戸ぐらい容器転倒したのか、あるいは供給できなくなったのかという詳細な情報をいただくことになっております。ただ、こういった大規模な震災ですと、それどころじゃないという状態もございました。12ページには、こういったときにどうするかということで、被害の状況に応じて、例えば各都道府県協会は各支部と連絡がとれたか、さらに支部で被害情報がわかっているかどうか、こういったことだけでも、この地域が無事だとか、この地域はそもそも連絡がとれないと、これも重要な情報になりますので、こういった状況に応じた情報把握の方法に段差をつけようということでもまとめてございます。

13ページ、対応策その3になります。中核充てん所というものを整備していこうという話でございます。これは各都道府県に8～10ほど、被災があっても自家発電ができる、あるいはLPガス自動車そこから出動できる、あるいは衛星通信設備がある、こういった充てん所が幾つかあると、そこに行けばその地域は何となるという体制が整備できるのではないかとことです。

これにつきましては、既に都道府県のLPガス協会を中心に資源エネルギー庁の助成制度も活用いたしまして、全国113カ所の中核充てん所が既に指定されております。次の14ページに地図がございますけれども、この黒い都道府県では既に整備が決定しており、残りの260カ所についても全国津々浦々、これが24年度の補正予算で整備が終わるということで、着々と進んでいるという話でございます。

対応策その4、15ページでございます。企業の枠を超えた点検・調査の推進というところでございます。これはちょっと背景を申し上げますと、東日本大震災では、LPガスは非常に役に立ったという話がございます。事故の後もお客を回って点検し、ボンベが無事であれば使えたという話がございます。一方で、点検をして回る中で、隣のお客さんから点検してくれといわれたのだけれども、自分のお客じゃなかったというときに、ちょっとちゅうちょをしたと、できなかったという話もございました。

これにつきましては、これも同じく愛知県の例なのでございますが、愛知県のほうでは先ほどの東海水害の際、そういう大規模な被害が起きたときには、県協会としてとにかく応急点検をまずしようと、そういう体制をつくり、実際にやっております。したがって、規模が大きい場合は、そういった地域ごとにみんなで応援隊を編成してやろうじゃないかと。こういうルールづくりをあらかじめしておけば、全国のLPガスもちゃんとすぐに点検をして、使える状態にしてくれるということができないのではないかと思います。

ということで、16ページ以降、愛知県のエルピーガス協会のマニュアルについて、ちょっとわかりやすく加筆をした部分はございますけれども、こういったものをベースにすれば、各都道府県のルールができるのではないかと。この参考資料も含めまして、後ろのほうまでいろいろつけてございます。これが21ページまで続いております。

続きまして、22ページをごらんください。次の対応策その5でございます。車両の稼働の確保となっております。これも大きく2つございまして、緊急時に通行を認める緊急車両の指定というのが各警察で行われました。これも都市ガス、電気と違って、LPガスのほうはなかなかとれなかったという実態もございました。

一方で、これも愛知県エルピーガス協会の例なのでございますが、愛知県の指定地方公共機関に県のほうから指定されておまして、また災害対策本部の本部員になっているという背景もございますが、あらかじめ事前に各車両番号を届け出ることにより、緊急車両としての指定が円滑に行われているというふうに聞いております。地域によって、LPガス協会がこういった災害対策本部の一員となるということは非常に有効だと思いますので、こういったことも含めまして、この愛知県の例をもって各所轄の公安委員会、警察との協議を続けていったらどうかというのが1点目でございます。

もう1つは22ページの下の○でございますけれども、石油の確保、ガソリンが調達できなくて苦しんだという話もございました。これは福島県の協会の例なのでございますが、福島県の石油小売業界との間で、緊急時にLPガス事業者については燃料供給を優先的にやりますよという協定を結んでいるという例がございます。これも同じく、福島県のできるのであればほかの都道府県でもできるのではないかと。ここで福島県協会の例をもって取り組みを慫慂したいというふうに思っております。

26ページには、福島県の例をもとにした協定の参考例というのをつけてございます。

27ページ、対応策その6、防災協定等の見直しでございます。※にありますように、東日本大震災以降、各地域、レベルは県、市町村、区といったものでたくさんございますけ

れども、合計で704の自治体と各L Pガスの協会や支部との防災協定が結ばれております。ただ、L Pガス業界側が迅速にL Pガスを供給しますよということがほとんどでございますので、例えば、これをもっと復旧が円滑にできるように、避難所の情報を早目にL Pガス協会側にもらせるようにするとか、あるいは災害発災後消費者に対しての市町村からの注意喚起にあらかじめ入れておくことを合意しておくこと、あるいは、先ほどの緊急車両の指定の扱いとか、こういったものも防災協定を結ぶときの協議の中でやっていったら、より立体的な支援、対策がとれるのではないかとというものでございます。

28ページ、対応策その7でございます。これは中央連絡会議の設置等というものでございます。要は被災地のほうに物資提供あるいは応援体制、人員の派遣、こういった役割を担う関係団体、今日の審議会にもたくさんお集まりいただいておりますけれども、これによる連絡会議を全国L Pガス協会が中心となって開催をしてはどうかといったものでございます。

29ページ、これは対応策としてではないのですが、各事業者に対して求めるものとして、平時から顧客のデータをちゃんと確保しておく、バックアップをとっておく、そうすると復旧対策も円滑に進んだ、あるいはこれがなかったら難しかったという例がございました。例えば各事業者単独であれば、電子媒体とか紙媒体で2か所に顧客のデータをリスト化しておく。あるいはクラウドコンピューティングも活用して別のサーバーに置いておく。あるいは各事業者単独ではなくて、他の事業所とか他事業者との関係でいいますと本社と支社でもっておく。あるいは縦の系列、卸、販売、配送、保安機関、こういったところである程度災害を想定したデータの持ち合いをしておく、あるいは地域の保安機関の活用、こういったものも考えられます。

続きまして30ページ、対応策のその8と9をまとめて書いてございます。これはハード面の対策なのですが、31ページ以降、高知県の協会の例がございまして。高知県のほうでは、容器を固定するものとしてチェーン、鎖を2重がけしようということを既に懲働しております。

また、32ページ、34ページをごらんいただきますと写真がございまして、容器の上のほうにバルブがあるのですが、バルブのところはプロテクターでカバーされております。どうしてもこのバルブの部分弱いので、ここにプロテクターをつけると、バルブが守れ、これが折れてガスが噴出するということが防げるのではないかとということ。

32ページのガス放出防止型の高圧ホースというのがございまして。これは、ホースに強い

力がかかると、自動的にバルブからガスが出るのを防ぐ。ホースがもし切れても、既にバルブのところとめてしまう、そういう機構でございます。

こういった3つの安全装置を自主的にどんどん普及していこうという例示基準をつくって普及をさせているのが高知県でございます、こういった取り組み、ほかの協会でもよく審議をして普及させてはどうかというものがこのページでございます。

続きまして35ページ、対応策のその10でございます。流出したLPガス容器の回収体制の構築でございます。沿岸部、東日本大震災のときには、例えば宮城県のLPガス協会の気仙沼の地区では、3月19日以降9月末まで毎週水曜日午前中に、とにかく自分の仕事はほうっておいて、大量に散乱しているLPガスをみんなでまとめて置いておこうという活動をやりました。これも、事前にそういう大量に出た場合のルール化をしておく、円滑に非常時に対応できるのではないかとということで、これに添付しているのは、36ページ以降、実は放置容器の処理の要綱をつくっているものの例なのですが、この中に流出容器の対応策も含めまして書き込んだらどうかというのがこの提案になっております。

続きまして、飛んでいただきまして45ページにまいりますと、対応策その11というのがあります。これは消費者のところマイコンメーターがついておりまして、地震のときに遮断をしてくれるという機能がございまして、その遮断機能がついているということ自体、それから復帰は消費者が自分でできるということ自体、なかなかまだ浸透していないという反省がございました。これはLPガス安全委員会といういろんな団体が集まった団体がございまして、46ページ、47ページ、改めてみますと字が小さいなという反省はございまして、47ページのところに、ガス使用再開できます、マイコンメーターの表示というのはこうなっておりまして、地震のときには自動的にガスを遮断します、これの復帰方法も、①、②、③、④と、器具栓を閉めて、復帰ボタンを押して、1分待てば復旧できますよというPRのチラシをつくりましたので、ぜひ販売事業者の皆さんもこれを消費者にお伝えくださいという話がこの点でございます。

48ページはマニュアルの見直し。このマニュアル自身の見直しもそうですが、各事業者あるいは協会のマニュアルもどんどん見直しをしてくださいという話。

49ページは、対応策その13、人材の育成でございます。全国LPガス協会のほうで既に、25年度から都道府県の協会の役職員を対象に、このマニュアルを用いた講習会等を考えてございます。非常時には協会の役職員が中心となって陣頭指揮をとるとというのがこれまでの例でございますので、こういったことで、頼れる役職員が各都道府県に置かれるという

体制を構築していきたいというものです。

50ページ、最後になります但对応策その14、安全技術の開発と指針の策定でございます。51ページの下の方に、25年度、わずかなお金ではございますけれども、震災のときの集合住宅のガス漏れをより効果的にとめるというシステムの開発に着目をしたいというふうに考えておまして、こういったもの、今後も有効な対策については手を打っていきたいというふうに思っております。

以上、説明でございます。

○橋川委員長

4-2はいいのですか。

○福田ガス安全室長

4-2は、今エッセンスはご説明いたしましたので、ご説明は割愛させていただきたいと思えます。

○橋川委員長

どうもありがとうございました。

14の対応策、そして顧客データの管理まで入れると15ということになるかもしれませんが、かなり具体的なお提案がありました。この点について、ご意見、ご質問を賜りたいと思えます。いかがでしょうか。

はい、よろしくお願ひします。

○辰巳委員

今、最後に橋川先生が個人情報の管理とおっしゃってくださった、それは、ちょっとご説明の中になかったもので……。

○橋川委員長

顧客データの管理。

○辰巳委員

顧客データでも個人情報と多分一緒だというふうには思っているんですけど。先ほど29ページのところに、各事業者の方たちが顧客データをちゃんと管理しましょうというふうなお話があって、そここのところに、顧客データの管理をきちんとしないといけないということが全然書かれてなかったもので、大丈夫ですかという話をしようと思っていたら、今、橋川先生おっしゃってくださったから、それはそれであるということで当然。ただ、ここに一緒にあったほうが良いような気がしたんですけどもね。

もう1つ、全然関係ない話で32ページ、このホースの接続の話をみていて、エジプトでの気球の事故を思い出して、ああいうふうに、海外ではまだまだこういういい安全対策というのが普及していないんじゃないかなってちょっと、勝手にですけど想像したので、皆さんがおもちのいい情報というのは、技術も含めて、やっぱりそういうのは世界と交流できるといいなというふうに思いました。

最後に1つ、お役所中心にいろんな機関があって、地方の機関とか協会の方たちの団体とか、それを皆さん早くおわかりで、説明してくださるんですけど、私の頭の中ではどのようにつながっているのかが全然みえなくて、恐らく業界の方たちはみんな、自分たちはどこにつながっているのかというのがおわかりだと思うのですけれども、しかもこのマニュアルは、業界の方たちがお読みになるから全然不自由ないのかなとは思うのですけれども、一覧してそういう関係がわかるような図がどこかにあるといいなというふうに思いました。みせていただいた記憶はあるのですけれども。

以上です。

○橋川委員長

まとめて後で事務局からお答えいただくことにして、ほかにご意見いかがでしょうか。

伺っていると、全国のベストプラクティスをここに集めているという感じなので、そういう意味で非常に、もっと早くこういうことができなかつたのかなと思ったりするくらいにいい構成になっているとは思うのですけれども、いかがでしょうか。ただ、当事者の方々からすると、リアリティーがないとかという話もあるかもしれないのですけど、大丈夫でしょうか。

では、ひとまず。

○豊永商務流通保安審議官

今の辰巳委員のご指摘で思い出したのですけれども、私は、商務流通の分野ではあるのですけれども、製品事故、製品安全の担当もしております。関係事業者には当然安全をお願いするわけなのですけれども、そのときに配るチラシとかいろんなことのために、同様なご指摘に答えるために、役所なり関係事業者の連絡先、担当部局をずっと、紙一枚かかってしまうのですけれども、整理しておつけする。そうすると、書いてあることはわかるけど、さらに聞きたいとか、いざ一朝起こったときにどこに連絡すりゃいいんだという、実際の個人の方、消費者の方々の要請はそちらにむしろあるかもしれない。こんなことはあらあらわかっていたけれども。じゃあ具体的にはということを議論して、実際にそれ

を刷り込んだ経験がございます。このマニュアルの名宛人がだれかということにもかかわるのですけれども、いざそれぞれについてユーザーたる方々がお問い合わせをするときにも必要になるような情報を盛り込むのに、大変有効な一案だと感じました。ちょっと反映させていただこうと思います。

○橘川委員長

どうもありがとうございました。

では、福田さん。

○福田ガス安全室長

それでは、辰巳委員のご指摘、3点あったと思います。まず、個人情報の話は、個人情報を守るといのは別の法体系でもありますので、当然のことだと思います。ただ、このまとめた資料については、これの効果というか、できるだけ個人情報を二元化しておいて、ちゃんと使いましょうとっている中で、情報の保護はきっちりやるというのをがちがち書いたほうがいいのかどうかとちょっと迷った上で、今のところ記載していないのですが、そこは当然守るべきものということで認識いただいた上でやるという話だと思います。

それから気球の事故については、これは高圧ガス保安法の体系の中で、日本の中では体制をとるということになっておりまして、私もまた聞きなのですが、気球を担当している協会がございまして、こちらのほうでは、そういった法規制を含め自主基準できっちり守るという体制をとっておりまして、同種の事故はほとんど起きていないというふうに伺っております。ただ、世界に発信するという話は、冒頭、橘川委員長のご説明にもありましたけれども、まさにそのとおりだと思います。

それから、役所と地方のいろんな機関があるという話なのですが、ちょっとそのご指摘にぴったりミートしているかわからないのですが、資料4-2のマニュアルの31ページをお開きいただきますと、LPガスは複雑になっておるのですが、大体こんな分担で、これは決して上下というわけではないのですが、中央に団体がいろいろあります。設備機器の団体もあれば、元売の団体もあれば、販売事業者の団体もありますが、それぞれの中央団体がございます。このもとに、各都道府県に47のLPガス協会というのが置かれております。さらにその下に協会の支部あるいは地区会というのがありまして、このもとに販売事業者が組織されているという体系になっております。

大まかにでございますが、このそれぞれの段階ごとに、中央団体とのカウンターパートは経済産業省が、また各都道府県のLPガス協会のカウンターパートは都道府県がといっ

た形の対応で、縦横の連携体制がどんどん太くなっていけば、全体がよい方向に行くかなと思います。

一方で、いろんなものをつくったときに、問い合わせ先のワンストップ化というのはもっと進めなくちゃいけないということで、今、豊永の指摘もありましたけれども、ここは進めていきたいと思っております。

○橋川委員長

ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

山田委員、お願いします。

○山田委員

ちょっとお尋ねしたいのですけれども、高知県における容器プロテクターの推奨ということで、上に「50kg容器はプロテクター付きとすることが望ましい」とかいう改善方法を書いてあります。とってもいいことだなと思うのですけれども、全国によいことは発信するという方法もしていただきたいなと思いますし、あと、うちも実は……。

○橋川委員長

33ページですね。

○山田委員

うちも実はプロパンガスのボンベがありまして、鎖で2本はかけてないです。1本です。これも、いいことは全国に発信していただきたいなと思ひまして、ちょっとお願いしたいなと思います。

○橋川委員長

ほかにはいかがでしょうか。

越委員、お願いします。

○越委員

今の33ページに関連することなのですが、「50kg容器」というふうになっている何か根拠はございますでしょうか。あるいは30kgだったらいいのかとかいう点です。

○橋川委員長

ほかはどうでしょうか。

では、とりあえず今のところをお願いします。

○福田ガス安全室長

では、まず越委員のご質問のほうから。34ページの写真をごらんいただきますと、これが50kg容器になります。この下は20kg容器になりますけれども、ちょうどこの高さの半分ぐらいになります。ちょっと想像していただくと、ここに2本かけてもどうかなというのがあるのですが、ただ20kgの場合は……。

○越委員

鎖じゃなくてプロテクターのほうです。

○福田ガス安全室長

プロテクターについては、まず、プロテクターもただではないという事情がございます。この費用負担をどうするかというのは、本当に普及させようとすると考えなくちゃならない悩みになります。それともう1つは、このプロテクターがあると、充てん所にもって行って充てんするときに、わざわざ外すという一手間がかかります。その辺を勘案して、法規制でがちっとというところまではまだ行き過ぎかもしれないけれども、ただ、こういう自主的な取り組みを進めている事業者がいるということは重要なことですので、まずはそういう事実をお知らせして、よく検討の俎上にのせていただくということからかなと思っています。

山田委員のご指摘につきましては、冒頭、駆け足で説明してしまったのですけれども、4-1の1ページをごらんいただきますと、4. のところで、これをどう発信していくかということにつきまして、まずは保安対策指針の一部としてこの内容をいろんなところに発信をし、特に②のところでございますけれども、各LPガスの販売事業者に対しては、私ども毎年毎年いろんな講習会をやり、また各都道府県の協会でも講習会をやっておりますので、この中でこの内容を盛り込んでいただくということで、まず事業者のほうに知っていただく。③のところでございますが、さらに都道府県の協会で、高知県の協会のお取り組みも含めまして、自分のところをどうするかということをぜひご議論いただいて、その結果はまとめていきたいというふうに思っております。

○橋川委員長

よろしいでしょうか。

それでは、もしよろしければ、次の議題へ移らせていただきます。

大きな議題の3番目になります。「LPガス事故の発生状況（平成24年）及び立入検査の実施状況（平成24年度）について」ということで、資料5-1、5-2、5-3が関連するかと思いますが、福田さん、お願いいたします。

○福田ガス安全室長

それでは、資料5-1をごらんください。5-1は、24年、暦年の12月までのLPガス事故の発生状況についてまとめたものでございます。

まず、1.のところ、1ページ目にはグラフがございます。昭和42年から平成24年までのLPガスの事故について、右肩に、赤が事故件数、緑が負傷者数、青が死亡者数というのが記載してございます。このトレンドをごらんいただきますと、昭和54年というのがピークでございまして、793件起き、死傷者合わせますと888人でした。この後、減少にぐっと転じているのが見てとれると思います。平成9年には793件あったものが68件、888人あった死傷者が70人まで減少いたしました。この間に、先ほど申し上げたマイコンメーターの遮断装置、あるいはガス栓からガスが噴き出すと自動的にとまるヒューズガス栓、さらにはガス漏れ警報機、こういったものが事業者の自主的取り組みで進んでいったということが背景にございます。

ところが、このグラフもう一度ごらんいただきますと、平成18年あたりからぴよこんとまた赤いのが上がっております。これは17年に結構大きな法令違反事案があったということ。それから、18年にはパロマの湯沸器による事故の発生で社会問題化したということがありましたので、社会的に、また事業者のほうの認識も、また我々の要請も、細かな事故もどんどん上げるようにしようということで、その効果が出てきているのではないかと思います。ただ、ちょっと注意しなくちゃならないのは赤い線。そういったレベルが上がった以降、22年、23年、24年と上がり続けているというところは、ちょっと注意すべきことだと思います。

2ページ、(1)でございすけれども、24年の状況をさらにまとめております。24年の事故件数は254件でした。前年の226件から28件の増加。3年連続して前年を10%超上回ったということでございます。被害状況は、死亡者1人で前年と同数。負傷者も、たまたまですが、88人で前年と同数という形になっております。

月別の推移を次の3ページのグラフで示しているのですが、上のほうのグラフ、右側に18年から24年まで凡例がございますけれども、毎月の事故件数を各年ごとに累積をしているものです。したがって、12月が各年の事故件数というふうになっております。これの一番左、1月をごらんいただきますと、3本がちょっとほかと違うもので、上のほうに飛び出ているのがわかるかと思います。青い菱形18年、オレンジの丸いのが23年、その下、+で青いものが24年となっております。この3年の共通点は、いずれも雪が多かった年で

ございまして、この年になりますと、1月、2月、3月あたりの事故件数が多くて、その後、トレンドは同じなのですが、最終的には多くなってしまうというのが一つの特徴ということになります。

4ページをごらんください。今度は重大事故がどうだったかというものでございまして。B級事故と我々称しております、※1というのが1段落目の下に小さく書いてございまして、死者が出た、あるいは重傷者が2人以上出た、あるいは負傷者が6人以上出たというものがこのB級事故でございまして。この件数は4件でございまして、前年は3件でしたので1件の増加となります。死者は、23年の1人と同じで、1人が死亡されております。

この概要でございまして、写真とともに下のほうに書いてございまして、1つが、人がもっているもの、これは小型瞬間湯沸器を分解した後でございまして。中が真っ黒になっておりまして、要するに熱交換部のフィンが目詰まりして、換気がうまくいってなかった。こういったものをお使いで、しかも窓の換気をしてなかったのが、1名の死亡、1名の軽傷ということになりました。一酸化炭素中毒の事故でございまして。

その下、この写真は、おそば屋さん、ラーメン屋さんとかに入っている、めんゆで器というものでございまして。真ん中の丸いところが釜でございまして。釜の奥のところにちょっと筒があって、上に何か乗っかっているのが見てとれると思いますが、実はこの乗っている下は排気口でございまして。この排気口を鍋でふさいでいたので排気がされず、したがって給気も十分できず、COが発生したというものでして、これは2月に岐阜県で発生した一酸化炭素中毒です。そば打ちの体験施設だったのですが、学習中の高校生と指導者合わせて22名、死者は出なかったのですが、負傷ということになりました。

その下、うどんの「う」というのが見えますけれども、これは公共施設の飲食店で爆発事故が起きたものでございまして。爆発によって重傷2名ということでB級事故になりました。

それから、9月には北海道で、消費者がたばこに火をつけたところ爆発が発生。状況がよくわからないのですが、こういったものも起きて4件ということでございまして。

6ページに飛んでいただきまして、(3)現象別の事故発生状況というのがあります。タイトルの後のポツというところは、本来段落を変えるところですが、ミスで段落が変わっておりません。現象別発生状況として、その後、段落が変わって24年というふうに行くべきところでございまして。

現象というのは、大きく漏えい系なのかそれともCO中毒事故なのか、この2つに分けております。24年は、漏えい系が246件で、事故総数の96.9%でございます。CO中毒は8件で、パーセンテージは3.1%でございます。

ところが、次のところ、現象別の被害状況をごらんいただきますと、漏えいは死亡者0、負傷者50人。これに対してCO中毒は、死亡者1人、死傷者数37人でございます。件数で死者、被害者数を割ってみますと、漏えい系のほうは、死亡者は0ですので0。負傷者は0.2となります。ところが、CO中毒のほうは死者が出ていますので0.13、このため症者は4.63ということで、次のページには過去のトレンドもございますけれども、こういった1件起きると負傷者、死傷者が起きるという確率は、圧倒的にCO中毒事故は高いということがここで見てとれます。

7ページの(4)、真ん中辺でございますが、原因者がだれかというところでの分類でございます。これは一般消費者に起因するのか、あるいは雪害とか自然災害によるのか、あるいはLPガス販売事業者のミスなのか、こういったものに分けた分析でございます。

8ページにそれぞれ書いてございますが、まず一般消費者起因事故、これは件数としては29.1%で一番多い割合になります。4件のB級事故のうちの2件は、この消費者系の事故でございます。原因は、ふろ釜とかこんろの点火ミス、立ち消えというのが多くなっております。器具栓の誤開放というのは、昨年が一番多かったのですが、今年はちょっと減っております。被害状況は、死亡者1人、負傷者51人という形でございます。

あと、販売事業者起因の事故というのは14.6%で、B級事故はありませんでした。

それから、販売事業者と一般消費者両方に起因する事故という中に、一般消費者から通報を受けて販売事業者が行ったのですが、そこでのミスで消費者にけがをさせたという事故が実は3件起きていまして、もっと注意深くやるべきだなというところも出ていると思います。

もう1つの特徴、8ページの下から2つ目のポツですが、他工事業者によって管を間違っって切った、こういう事故も実は全体の1割ぐらいを占めているということ。それから、先ほど来申し上げているように、24年は雪による事故が例年になく多かったというのも一つの特徴でございます。

9ページ、(5)場所別の発生状況です。これは住宅なのか業務用施設なのかということでございます。件数では住宅が68.1%、業務用施設は31.9%ということで、住宅7割、業務用施設3割ということになるのですが、これもB級事故、CO中毒事故というふうにも

ますと、説明は省略しますが、住宅が4割、業務施設6割ということで、ちょっと業務用のほうが危ないということで、深刻な事故ほど業務用施設のほうで起きているというのがこの特徴になっております。

10ページ、(6)には事故の発生箇所、これは供給設備の中の調整器なのか供給管なのか、あるいはボンベなのかというところ。あるいは消費設備のほう、これはお家のほうにある配管なのかガス栓なのか、あるいは燃焼器なのかということで分類したものが、12ページにその表がございます。

この一つの特徴は、11ページの一番下にポイント、この中からいろいろ見てとれるのですが、特に業務用燃焼器の事故、これが近年3年の平均でみますと、B級事故の件数が2.7件、負傷者数も44.3人ということで、こういう深刻な事故のものが、ほかの発生箇所に比べてけた違いに多いということが見てとれると思います。

13ページ、(7)質量販売というものについてちょっと特徴がありますので、ピックアップをしております。通常ガスは、ガスメーターを経由して使った量だけ料金をいただくという販売形態なのですが、中にはボンベに直接消費機器をつけて、その状態で販売をする。例えば屋台で使うとかいった形態がこの質量販売でございます。

事故件数は10件で、件数としては決して多くはないのですが、被害状況をみますと、負傷者数12人ということで、死亡者数は0だったのですけれども、過去のトレンドをみますと、24年は10件のうち8件で負傷者が生じている。一方、22年、19年、過去でございますが、それぞれ2人ずつ死亡者が出ているということで、結構危ないのがこの質量販売という形態だということが一つの特徴でございます。

下のほう、(8)としてバルク供給という話がございます。これは充てんされた容器をシリンダーで供給するのではなくて、あらかじめ消費地にバルクの貯槽をどんと置いておいて、バルクローリーという小型のローリーがそこに行って充てんをするという形態でございますけれども、平成9年、10年あたりから普及をしたのですが、事故の件数が24年は13件ということで、昨年7件だったので倍近くふえております。この事故の特徴は、例えば安全弁を交換するときの作業手順のミスとか、あるいは本来触らなくてもよいようなフランジをなぜか緩めてしまったとか、作業手順とかをよく確認しないと危ないなというところが一つの特徴になるかと思っております。

14ページ、(9)法令違反を伴う事故についてまとめております。法令違反を伴う事故、24年は17件発生しておりますけれども、このうちの14件は、何らかの形で販売事業者が事

故原因として関与しているものでございまして、当たり前かもしれませんが、販売事業者が法令違反を犯すと事故につながる確率が3割ぐらいということが1つ見えるかと思えます。

大体今申し上げたことなのですが、15ページのほうに分析のまとめというのをしております。今申し上げたのと重複、今後出てくる保安対策指針と重複いたしますので、説明は割愛させていただきます。

16ページ以降には、大体過去10年ぐらいの数字について、今申し上げた分類に従って、16ページには全体、17ページには年別の死傷者数、CO中毒事故の数、18ページには原因者別に分けたときといったものが並べられております。末尾の23ページに都道府県別の事故件数というのも掲載しております。

以上が5-1、事故の報告とさせていただきます。

続きまして、5-2のほうに移りたいと思います。これは24年度の立入検査の実施状況と、25年度どうするかという話でございます。

これは私ども経済産業省の本省と地方の監督部が実施しているものになっておりまして、めくっていただきまして3ページに、実施状況が表でまとめられてございます。19年度から一番下24年度まで、上段が本省のほうでやっているもの、下段が監督部あるいは監督部の支部でやっているものでございます。年によってばらつきはありますけれども、本省のほうでは11から19ぐらいの件数について、あるいは監督部のほうでは全部合わせて130から139、大体このぐらいの件数の立入検査を実施しております。

実際に入って帳簿をチェックし、場合によっては現地のチェックをするということなのですが、ずっと23年度まで、この備考のところに書いてございますけれども、法令違反をみつけて、比較的重いということで行政処分あるいは行政指導しているという例が、数は少ないのですが毎年起きておりました。この24年度、第3・四半期、年内まででございまして、今のところ大きな法令違反というのは起きておりません。ただ、これはあくまでサンプル検査でございまして、全数ではございませんし、また、もともと件数も1けた台ですので、これはたまたまではないかということで気を引き締めたほうがいいかなというふうに私どもでは考えております。

その前の2ページの後半のほうには、25年度の立入検査の重点というのを(1)から(10)までまとめております。事故の状況、立入検査の状況を踏まえますと、これは前年と同じ重点事項なのですが、大きく変えるところはないのではないかと思います、これをペー

スに25年度も実施していくということで今後詰めていきたいと思っております。

以上が立入検査のご説明となります。

もう1つ、1枚紙で資料5-3というのがございます。私ども本省のほうで、トップヒアリングというのをやらせていただいています。これから出てきます保安対策指針の実施状況について、各LPガス販売事業者の社長さんに実際にお越しいただいて、社長さんご自身のお考え、あるいは実際にそれにどう取り組んでいるかということについてお聞きするというのを、何年かに1回やらせていただいています。

昨年は、Ⅱにあります10社の会社さんにご協力いただきましてお聞きいたしました。この結果、法令遵守については、すべての経営者が保安に対する姿勢について明確に表明していただいた。さらに、それを具体化するためのいろいろな取り組みもされているということ。

具体的な事故防止対策につきましても、例えば業務用厨房の一酸化炭素中毒防止対策、これにつきましては、訪問して対面で周知をするということを徹底しているということとか、あるいはCOの警報器について設置を促進しているというご報告がございました。

また、一般消費者起因の事故防止対策については、2ページ目の1つ目のポツになりますけれども、閉栓カバーという誤開放の防止をする簡便な機器がありますけれども、これを積極的に設置する。消費設備調査という法定のチェックの機会を待たずに、全国全部ローラー作戦でやりますというところもございました。また、清掃活動、こんろを掃除しますよとか、あるいは地域ごとのミニ料理教室、こういうときに保安の重要性も一緒にPRしていますという工夫もございました。

販売事業者起因の事故防止対策については、各機器の期限管理、これを月1回で全部チェックしているというところもございましたし、いろんなきめ細かな対応が聞かれました。

この詳細につきましては、この次の議題の資料6-1の中に含まれておりますので、ここでのご説明は割愛させていただきます。

以上でございます。

○橘川委員長

ありがとうございました。

それでは、この資料5-1から5-3、平成24年度の事故の問題ですけれども、いかがでしょうか。

どうぞ、天野委員お願いします。

○天野委員

資料5-1の9ページのところで、24年の事故について、学校9件というふうになっていますけれども、これはどのようなところで、どのような事故なのか、ちょっと教えていただきたいです。

○福田ガス安全室長

ちょっと手元に資料がないので、後ほどお答えしたいと思います。

○橋川委員長

ほかにはいかがでしょうか。

辰巳委員、お願いします。

○辰巳委員

8ページ前後なのですが、事故が何に起因するか、だれに起因するかというのを分析なさっているのですが、私は、一般消費者等に起因するというふうに書かれているところが気になりました。消費者というのはいろんなことを知っているわけじゃありませんので、例えば使い方にミスがあったといったときに、それは消費者に起因するのかというふうに、ここではそういうふうに分類なさっているような気がするのですが、やっぱり情報提供が足りなくて使い方を知らないとか、あるいは点検をしなきゃいけないということを注意されていなくて、大丈夫だと思って使っていたところ事故が起こってしまったとか、そういうのというのはやっぱり消費者のミスなんですかね。

私は、きちんと知って使ってもらおうという意味では、器具を提供する側もきちんとそれをサポートしてくれなきゃいけないと。そうすると、それは事業者が注意喚起をする役割をしていなかったという意味で、そっちがミスだと、私なんかは思ってこれを読んでいたのですが、そういう意味で、分けるときにどういうふうにお分けになっているのかな、どういう基準でお分けになっているのかなというのが気になりました。

以上です。

○橋川委員長

まとめて後でお答えいただくことにします。

ほかはどうでしょうか。

小林委員、お願いします。

○小林委員

事故の原因についてなのですが、飲食店などの多くの利用者がある業務用施設等

とか家庭とあります。4ページの写真なのですけれども、例えば2番目の、交流施設においてそば打ち体験中の排気口閉塞、これは業務用の機器を全く知らない素人が使っている例だと思っんですね。ですので、我々業務をやっているプロの人たちはほとんど、大きな釜を使ったりすることの知識はわかっていますけれども、こういう施設が全国に今相当数できていて、その辺についての教育はどういうふうになっているのかというのは、ちょっと調べないといけないのかなと。

あと、この3番目の公共施設内の飲食店は、主催者というか経営者が業務店なのか、あるいは個人というか家庭がやっている飲食店なのか、それも調べでないと、どこに起因しているのかがはっきり、ここには明確に出てないので。ここに業務用が6割という数字が出ていますけれども、これが果たして我々飲食業界に起因しているのかというのは明確でないので、その辺はちょっと調べていただきたいところであります。

○橋川委員長

今の一般消費者起因というところと業務のところとで質問が出ましたので、ここでお答えいただいたほうがいいと思います。

○福田ガス安全室長

それでは、まず辰巳委員のご指摘のほうから。一般消費者起因という場合にどういうことなのかということですが、まず、この一般消費者等という用語なのですが、これは実は液化石油ガス法の法律用語でございまして、一般消費者等というどうしても家庭の消費者だけという感じがいたしますが、実はそうではなくて、まさに業務用のユーザーというか、お店も一般消費者等の中に入ってまいります。要はLPガスを売る側、検査をする側ではなくて、使う側であるというのがこの一般消費者等に入るとするのがまず1点。これで大分印象が違うと思うので、それが1点でございまして。

その上で、この一般消費者等に起因するかどうかのところのメルクマールは、例えば、ガスがつながっていないものを間違ってあけたという誤開放とか、ふろ釜を何回も何回もつけた結果、つかなくてボンとிட்ட、こういったものは、まず一義的には一般消費者等のほうに起因するというふうに分類をしております。

ただ、LPガス販売事業者には年に1回ないしは2回の周知義務というのがございまして、そういった注意事項をちゃんと通知しなくちゃいけない。例えば、それを怠っていたとかそういった場合には、この分類の中で、一般消費者と販売事業者両方という分類もありますけれども、そちらのほうに分類されるという形になります。ですから、ちゃんと周

知をしていたのだけど、今みたいな誤開放とかがあった場合には、分類上は一般消費者等起因のほうにしております。

これは、過去から基準を決めまして分類をしております、事故調査委員会というのをつくっております、私どものスタッフが勝手にやったわけじゃなくて、過去の経緯も含めてそういうふうに分類をしているというものでございます。

それから、小林委員の飲食店かどうかという話の件なのでございますが、ご指摘のとおり、この交流施設については、ボランティアのそば打ちをする方がこの施設を使っていたというのが実態でございます。

では、プロの通常のレストランとか飲食店が全く起きてないかという、実はそうでもないというのが最近の状況でございます、実際に例えば日本ガス協会さん、これは都市ガスのほうなのですが、昨年、業務用厨房のユーザーの方々にアンケートをとって見たところ、大多数が、最近、昔だったらプロしかいない厨房にアルバイトの店員さんがいたり、日本語が余りわからない方がいたり、そういう形で非常に教育というのは難しくなっている。あとは、最近ですと、そもそも火を家で使っていない人がどんどん成長して、アルバイトで初めて火を使うというところで、例えば、ガス栓をあけたまま長時間置いておくと危ないということが、言わなくちゃ伝わらないというような状況で苦労しているという声も聞こえております。

ですから、いずれにしても業務のところ、もちろん従来からのプロの方々というところとそうではない方々というのは段差がついているのは事実でございますけれども、だからといって安心しているということではできないんじゃないかなというふうに思います。

後ほど、その辺の対策についても指針のフォローアップのほうで出てまいりますので、それもご紹介したいと思っております。

それから、学校のところでございますが、例えば雪下ろしの作業ミスで、たまたま場所が学校だったというもの。雪系が結構多いので、そういう意味では学校という施設にもLPガスの配管がありますので、雪がある地域では、落雪するとそれで折れてしまうというところが、ここでざっとみますと2件ほどございます。

それから、みる限り、3件ほどが燃焼器とか配管の経年劣化によるということになっておまして、古い配管から自然的に出てきたものということで、長期使用による劣化というのが、ここで見てとれる一つの特徴かなという感じかと思っております。

○天野委員

そうしますと、割と設備的なものとか特殊なもので実習とか、そういうところでのものではないということでしょうか。

○福田ガス安全室長

24年の事故については、実習とかというよりは、設備側で何かしら管理がうまくいかなかった、あるいは自然災害だったという形になるかと思います。

○天野委員

そういう劣化というのは、それを点検する義務付けとか何かはあるのでしょうか。

○福田ガス安全室長

例えば地中に埋設する配管につきましては、毎年漏えい試験をなささいというのは法律上義務づけられております。この件についての法令違反があったかどうかは、この時点ではまだ調査中となっております。

もう1つ、そういった配管については、これも制度的あるいは実態的な問題になるのですけれども、メーターから上流、ボンベまでのところについては販売事業者の持ち物となっております。一方、メーターから先、配管からガス栓、さらに消費機器というところは消費者の持ち物となっております。したがって、例えば、交換するとなると販売事業者の一存で勝手に交換できない。消費者の理解を得て、その上で交換するというところは、非常に事業者も悩んでいるし、それをどうやって消費者に理解させるかというのが一つ大きな課題として共有されているというところがございます。

○天野委員

学校というところは、一般消費者とまたちょっと違う性質があると思いますので、ちょっとその辺でご質問させていただきました。

○橘川委員長

ありがとうございました。

いかがでしょうか。また次の議題ともかかわりますし、時間的には多分次の議題が一番時間がかかるみたいだと思いますので。

辰巳委員、お願いします。

○辰巳委員

先ほどの言葉にこだわってしまって、一般消費者等といったときに、家庭のいわゆる消費者だけではなくて、事業者の方も含まれるとおっしゃったところが、ちょっとこだわるというか気になってしまって、通常、そういうふうにお役所では分けるものなのですか。

もしここだけでそういうふうにお使いになっているということであるならば、トップのところでも、一般消費者等に係ると書いてあるところでも、ここでいう一般消費者等はこういう人たちを指すんだというふうにさせていただいたほうが。私の理解では、そういうふうには受け取らなかったの。どういうふうになっているのかちょっとわかりませんけれども、もしここでそういうふうに対象を限定するということであるならば、そういうふうに明確にさせていただいたほうがいいような気がしました。

○橘川委員長

いかがでしょうか。

○福田ガス安全室長

今の点につきましては、皆様の意見も聞きながら、実際変えるとなるとそうしたいと思えますけれども、ここでは、まずLPガス事業者販売側なのか消費者側なのかという意味で一般消費者等という言葉を使っています。さらに一般消費者等のところを注書きしたほうがいいのかどうかというのは、いろんなご意見を聞いて決めたいと思えますが、そういったこともありということではないと思えますけれども、5のほうで、場所別というのを分類でつくっております。この場所別というのは、いわば住宅か業務用かという分け方をしておりますので、こちらの事故の数字をごらんいただきますと、辰巳委員が念頭にされている家庭なのかそれとも業務用のユーザーなのかというところの比率というのは、こちらのほうでむしろわかるのではないかというふうに思います。

○橘川委員長

どうもありがとうございました。

それでは、この議題は一応ここで終わりにしまして、次の議題ともかかわりますので、議題(4)に移りたいと思います。「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針について」です。

それでは、資料6-1から6-5が関連すると思えますが、福田さん、よろしく願いいたします。

○福田ガス安全室長

それでは、資料6-1から6-5まで続けてご説明させていただきます。全部は説明しませんので、ご安心ください。

まず、資料6-1でございますが、24年度に液化石油ガス販売事業者等保安対策指針というのをつくっております。この取り組み状況についてまとめたのが、この6-1の資料

になっております。

表がございましたけれども、左側には、24年度の指針の中でこういうことをやってくださいというふうに私どものほうから要請した項目が、すべて本文そのまま書いてございます。右側には、この取り組み状況として先ほどご紹介させていただきましたトップヒアリング、ここでうちの会社はこういうことをやっているということについて、トップヒアリングの結果、以下の例がみられたというふうを書いてあったり、あるいは下のほうには、全国LPガス協会で行っております安全・安心向上運動、この進捗状況をチェックしたとか、あるいは日本液化石油ガス協議会外7協議会の連絡会議でこういう方針をつくってフォローしているということとか、こういったものをそれぞれ記載しております。

この資料の中で、1つ特徴があるかなと思うものを資料6-2としてピックアップしておりますので、全体のご説明は資料6-2のほうでさせていただきたいと思っております。

資料6-2は「保安対策指針の取組状況に関する参考資料」という名前にしております。

お聞きいただきますと、3ページには、全国LPガス協会が「LPガス安全・安心向上運動」というのを24年4月から3年間の計画としてスタートさせているということを書いてございます。

4ページには、47の都道府県がとりあえず9月末までにどんな取り組みをしたかということについて、アンケートでまとめておりまして、それぞれ販売事業者の事故防止対策やCO中毒事故防止についてどんなことをやったかという協会の事例。この下に、各協会でも何をやったかという細かい資料もついておるのですが、ここにはついてございませんけれども、こういった取り組みがされるということでございます。

また、5ページのほうには、日本液化石油ガス協議会を初めとする7協議会、これは本省あるいは各地域の監督部が所管している団体の集まりでございまして、どちらかというところ全事業者の中では規模が大きい事業活動をしているという団体でございます。3項目、事故の防止対策としての閉栓カバーの設置の促進、あるいは調整器の期限管理の実態調査、業務用のCO中毒の換気機器の普及、こういったものについて特に重点事項にして、これについて各社がちゃんと取り組んでいるかどうか、このフォローアップをするということを決めて活動を開始しております。

6ページは、私どもで行っております保安指導者の育成と講習会の実施でございます。先ほどの震災対策については、この事業の一環として、25年度予算が確保できればやっていきたいと思っております。

7ページからは、しばらくCO中毒事故の関連の結果がまいってございます。7ページのほうは、CO中毒事故、先ほどのお話にも関連しますけれども、私ども経済産業省が担当している方々が必ずしもユーザーとは限りません。例えば外食産業でございますと農林水産省、学校給食となりますと文部科学省、またホテルとか旅館、こういったところになりますと国土交通省の観光庁となります。こういったところに対して、私どもからLPガスの事業者に注意喚起をしてくださいとお願いすると同時に、各担当の省庁から、傘下の直接のユーザーのところ、CO中毒事故の注意をしてください。具体的には下に(1)から(5)までありますけれども、必ず換気はしましょうねと、あるいは消費設備の調査はちゃんとしようということについて、注意喚起のお願いというのをしております。

その注意喚起の要請文が8ページ、9ページについておりまして、省略いたしますが、あと10ページにまいりますと、これは中部の監督部の活動なのですが、先ほどのめんゆで器の事故が起きてしまったのは中部の監督部の担当になりますので、こちらのほうでは、名古屋市とか愛知県、あるいは岐阜市とか岐阜県、こういったところのそれぞれの食品衛生の協会を回ったり、保健福祉事務所を回ったり、あるいは各県のめん類の組合を回ったり、喫茶店の協会を回ったり、こういったきめ細かな取り組みをして直接の注意喚起をやっているという実態もございます。

11ページについては、こういった他省庁にまたがるような話については関係省庁の連絡会議体を構成いたしております、最低毎年1回、こういったCO中毒事故がどこで起きたか、原因は何か、どんな対策をそれぞれしているかということについて情報共有をし、これについての具体的な活動を進めようという枠組みもつくってございます。

12ページは、その中で厚生労働省と連携をとったという一つの例なのでございますが、昨年、このCO中毒事故防止について、これは実は販売事業者のトップヒアリングの中で幾つか出てきた話なのですが、調理師の資格を与えるときに、このCO中毒事故の知識を与えられないものかという提案がございました。厚労省のほうの健康増進課に行ったところ、実態は団体のほうで試験をしているということを知りまして、この団体である全国調理師養成施設協会というところを訪問したところ、調理師の教科書は2～3年先に改訂するのだけれども、とりあえず加盟者にすぐに発信しようということで、13ページ、これは全国調理師養成施設協会の全調協ニュースというものなのですが、7月の頭に担当の補佐と係長が行ったのですけれども、早速7月末の全調協のニュースに、右側は私どもでつくっているCO中毒事故のパンフレットなのですが、これを載せていただいた。それから

14ページには、これは20ページほどのニュースレターなのですが、この中で2ページ割いていただきまして、経済産業省の担当者が来て、CO中毒事故というのは危ないんだ、調理師の基本的な知識としてちゃんと知ってもらいたいということで来たので、ぜひ各施設のほうでもそういう喚起活動をやってくれという、ある種、一步一步具体的に進んだという事例でございます。

15ページは、これはCO中毒事故のリーフレット。実は私ども、ガス安全室になってから、「LPガス」と書かずに「ガス」という形にしたのですけれども、都市ガスもLPガスも使えるように、各事業者のほうに注意喚起をしていただくパンフレットというのをつくっておるといふ例でございます。

それから、こういった消費者あるいはユーザーへの一般的な注意喚起となりますと、学校教育という話が必ず出てくるのですが、16ページは、教科書にCOについて出ているという例でございます。大日本図書社の24年度版の中学校の理科の教科書なのですが、完全燃焼と不完全燃焼というコラムがありまして、この中で、酸素が足りない条件で都市ガスとかLPガスを燃やすとCOが出ます、COは無色無臭で有毒です、無臭なので発生に気づきにくいので、換気をちゃんとしましょうと書かれていて、結構ポイントをちゃんと突いて記載いただいております。

また、こういった記載が保健体育のほうにも掲げられているということをお聞きしていますので、こういう事実は関係者が知っておくといろんなところで使えるのではないかなということで記載しております。

17ページ、実はこれと同じパンフレットが本日の資料の一番最後につけてございます。この資料、ごらんいただきますと、表側はこのようになっておりまして、裏側には、先ほど豊永からありました連絡先、監督部とか消防庁とか、こういうところの連絡先も記載しております。これはむしろチラシのほうをごらんいただくとわかるのですが、レンジフードが非常に汚い、油がべったりついている。さらには、下のほうの換気扇については、油がついた上にほこりがついていて、とてもしっかりとした換気ができそうにない、そんな設備でございます。こういったものがあると、換気が不足になってCO中毒になる。このチラシは消防庁、東京消防庁との連名になっておりまして、消防庁のほうでも、こういった汚いレンジフードとか換気扇にポーッと火が上がるときに引火をして、それが火災につながる、こういうのが結構頻発しておりまして、これは共同で何とか普及しようじゃないかということで、レンジフード、換気扇の清掃メンテナンスのキャンペーンということで

このパンフレットをつくってみました。

18ページ、先ほど来ご紹介があります、2月に発生しためんゆで器の事故の状況でございます。これにつきましては、私どものほうで実態調査をいたしまして、中部の監督部のまず販売事業者を通じまして、同じような機械を使っている人には気をつけてください、あるいは私どもの本省のほう、それから別の監督部のほうでも、同種のものを使っていたら注意をしてください、もっと申し上げますと、このめんゆで器のメーカーのほうでは、新規出荷分からは、先ほどの低かった排気筒をちゃんと引き上げて、斜めに切つて物が置けないようにするカバーをとりつけるという対策を打っておりましたので、かつ無償提供する、そういうこともメーカーに聞いたところわかりましたので、そういったところは先手を打って対策を打っております。

そのときの実態調査の結果を19ページ、業務用厨房機器の使用者、ユーザーの方々への注意事項、メーカーへの注意事項、それとLPガスの販売事業者への注意事項としてまとめた形で推奨をしておるところでございます。

20ページ、21ページには、これもCO中毒事故の注意喚起なのですが、毎年10月、LPガスの消費者保安月間と銘打っているいろんなイベントをしております。その一環として、こういった例えば「レタスクラブ」であるとか、ことしの場合は「月刊ホテル旅館」、主婦連とか地婦連のそれぞれの機関紙、あるいはシニアの方々がかかっているということでラジオ深夜便、こういったもので広報をしたり、あるいは、次のページは同じデザインでございますけれども、全国紙、地方紙、あるいは特にLPガスは地方で使っておりますので、ローカル線の中の社内広告とか、こういったもので広告をしているところがございます。

以上がCO中毒事故防止の取り組みでございまして、22ページからは消費者対応ということになります。これは先ほどの一般消費者等でなくて、どちらかという家庭の消費者のほうになります。1つは閉栓カバーという、22ページの左側の青いチラシにあるものでございます。右側の栓というのは、ホースがなくて使っていないものです。これは、ついついあけてしまうと非常に危ない。これが誤開放というのですが、この誤開放を防ぐために、白い簡単な閉栓カバーというのがございます。これはなかなか普及してなかったのですが、昨年24年度の保安対策指針で取り上げて取り組みをお願いしたところ、23ページに閉栓カバーの出荷数、これはエルピーガス供給機器工業会のほうで調べてもらったのですが、23年には3万個ぐらいだったのが、24年に入って40万個にドーンとふえている。実際に先ほどのトップヒアリングでもお聞きしたところ、また七協議会の実態調査でも、取

り組みを始めました、あるいは取り組みを進める予定ですというところが大多数を占めておりまして、こういった取り組みが一応進んでいるなどということが見て取れると思います。

24ページ、25ページは、過去、パロマの瞬間湯沸器の不正改造によって非常に痛ましい事故が起きました。これにつきましては、LPガスの販売事業者、都市ガスの事業者に定期的に点検の機会がありますので、そのときに見つけたら、ぜひパロマと経済産業省に報告してくださいという体制を今もとっております。これがなかなか長期間にわたっており、相当程度みつかる可能性も減ってきたので、まだやるのですかという話もあったので、この1年これだけみつかっていますという情報を発信しなくちゃいけないということで、昨年から発信をし始めました。

24ページ、年間でも10台みつかっておりまして、1台はまだ使用中でしたというものでございます。

26ページには、PRの例として長期使用製品安全点検制度というもののPRがございました。

27ページ、ちょっと走らせていただきます。国土交通省との連携の状況でございます。国土交通省のほうでは、塗装工事のときに給気口をふさぐと危ないというのがありますので、これも同じく私どもの担当ではないので、国土交通省から塗装工事業者のほうに注意喚起をお願いしているというものでございます。

同様に30ページ、同じ国土交通省ですが、先ほどの他工事の事故で管を切ってしまうというものを防ぐために、建設工事のときにガス管に気をつけてくださいというお願いをしております。

また、31ページ、32ページ、消費者の使う消費機器のところで、最近は非常に安全な機器にどんどん変わっております。買いかえるだけで安全が確保できるということで、ふろ釜のほうは、実はカチカチというものが、乾電池で未燃ガスがたまらないような機構になっているもの。あるいは32ページ、こんろについても温度センサーが法律で義務づけられていて、温度が上がると危なくなると自動的にとまるということ。この普及によって、グラフがありますけれども、こんろ事故の火災が減っているというファクトについてまとめてございます。

33ページは、調整器の期限切れの事故、この対策を打っておりますという話と、34ページの質量販売、これは後ほど最後の議題で出てきますので、後ほどそちらでご説明したいと思っております。

さらに、35ページ以降には雪の対策ということで、降雪期には事故が多いということで、まず総理大臣の指示を受けての広報、37ページは雪が多い北海道、38ページは東北支部、こちらのほうでも消費者に向けての注意喚起をしているという話。

さらに39ページは、北海道のLPガス協会では具体的な対策を各事業者の間で普及させるという話。

40ページでは、今、高圧ガス保安協会との間で共同して対策を打っているという話をまとめてございます。

ちょっと長くなりましたが、以上が24年度の対策でございまして、さらに25年度、これを踏まえまして、今後こういうものをつくっていききたいというのが資料6-3から6-5になります。

資料6-3は、25年度の指針をつくるに当たっての策定方針でございまして、Iのほうで、まず25年度の策定方針をまとめております。I. 1. 指針について非常に量が多い、役所文書だったというところがあったので、具体的な要請事項を中心に簡潔な記述にしたというのが①、②で、分量について、事故の発生状況がその一部になっていましたので、これは外出しにして分量を減らすというのがあります。

2. といたしまして、24年の事故とか法令違反の教訓の反映を、CO中毒事故、一般消費者起因の事故、あるいは販売事業者起因の事故、こういったものとか、自然災害、東日本大震災の教訓、こういったものを反映させております。

さらにIIとして、2つ目でございますが、こういった指針の実効性を高める方策。本省のほうではトップヒアリングや立入検査、こういったもので自主保安活動の実施状況の確認に努めておりますけれども、こういったものを産業保安監督部、都道府県の取り組みも含めまして、一層の把握を進めていきたいということで、3点ほど3ページに掲げております。

1つが、指針の策定に際して個別の項目をどうするか。これについて事業者と都道府県にもっときちんと意見を聞いたかどうかというのが1点目。2点目といたしまして、各行政機関ごとにそれぞれ工夫をしているところがありますので、それをもっと活用したらどうかという話。3点目といたしまして、4ページ以降にLPガスの表彰のときのエントリーシートがございまして、これはチェックをするだけで自分の会社の診断ができるので、こういう自己診断をもっと広めていけないかという話。こんなものを今後進めていったらどうかという話を記載しております。

これに基づいてつくりましたのが資料6-4になっておりまして、資料6-5という表は新旧の対照になっています。24年度が右側、25年度が左側でございまして、ごらんいただきますと、25年度、相当ぽかっとあいているところがあるというのが見てとれると思います。

以下、簡潔に資料6-4、項目を中心にご説明したいと思います。

資料6-4の1枚目、Iとして指針の位置づけが書いてございます。1.として自主保安活動を促進するということを記載しており、2.には、先ほど紹介した事故の発生状況と法令遵守の状況について、それぞれ詳細は別の資料でということも含めまして記載しております。

2ページには、保安対策指針というのはこういうものですよということで、これを経済産業省が策定したということを記載しておりまして、3ページからが本体になります。

3ページ、II.具体的な保安対策要請4項目と重点事故防止対策3項目でございまして。4つの項目と、特に事故防止対策3.については、(1)から(3)まで重点事項というのを掲げて、それぞれについて下で記載しております。

1.の法令遵守の徹底については、まず経営者がやるのが(1)。(2)では、販売事業者の義務はこういうものだというのを改めて確認してくださいということ。(3)では、保安教育。次のページに行きまして、(4)のほうでは販売所と営業所、それと本社の役割分担というところについて特に記載しております。(5)は、昨今進んでおります事業譲渡、このときも結構ポイントですよということを書いております。

4ページの2.には、組織内のリスク管理体制をつくってくださいという話。3.では事故防止対策、ここが一番中心のところでございます。

3.(1)がCO中毒事故の防止対策で、アとして業務用厨房の対策。これがずっと5ページへ続きまして、5ページの下の方では、イとしてボイラー。これは過去、ホテルとか旅館、学校でボイラーの換気不足のCO中毒事故で、大きなものが起きておりますので、これについてピックアップしています。

7ページに行きますと、ウのところでは住宅のCO中毒事故対策、こういったものを今回から特出しをしているというものでございます。

(1)がCOですが、(2)は一般消費者起因事故の防止ということで、これが、アの周知をどうするか、イの安全な消費機器をもっと普及させようという話、ウで先ほどの閉栓カバーによる誤開放防止の対策。エではガス漏れ警報機の設置の促進、オでは、法定で定めて

いる消費設備調査をもっと活用しましょうという話。8ページにまいりまして、カのところではリコール対象品への対応と、長期使用製品安全点検制度をキとして掲げております。

さらに(3)として、(1)がCO、(2)が消費者ですが、今度は販売業者の事故の対策ということで、アとして供給管・配管の事故防止。9ページのイのところでは、各機器の期限管理であるとか接続ミスをなくすとか、こういったもの。ウのところでは、特にバルク供給について記載をしております。

最後に10ページ、(4)のところでは、その他として質量販売と雪の対策。

項目が変わって4.の自然災害対策では、冒頭ご説明したマニュアルのきちんとした履行と、特に災害が起きたときの仮設住宅、ここについては注意をいただきたいということ掲げて、これで全体になっております。

それぞれ別紙を引用しております、それが別添についております、こういったものを取り込んでつくっていきたいと思っております。

以上でございます。

○橋川委員長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきましていかがでしょうか。24年度の取り組み状況と25年度の指針、大分改革された中身になっているみたいなのですけれども、いかがでしょうか。

井伊委員、お願いします。

○井伊委員

質問と要請という形でちょっとお願いしたいのですが、閉栓カバーの件は、これは単純なものなので義務化はできないのでしょうかというのが疑問と、あと、マスコミという立場で要請したいのは、パロマの製品回収の件がありましたけれども、パロマ製品だけじゃないんですけれども、マスコミ等に情報提供される場合に、どういう形で直近は製品が回収されたのか、みつかったのかという具体的な事例を提供してもらえると、マスコミとしては、それをそのままニュースとして取り上げることができて、また、消費者に対する注意喚起というふうにもなってきます。これはパロマだけじゃなくてパナソニックの石油ファンヒーターの回収などでもそうなのですけれども、パンフレットを出されて、こういう製品を探していますというふうに提供されるだけでは、マスコミとしてはなかなかニュースとして提供できないので、具体的にこういう形でみつかったというふうに提供してもら

えればそれだけでニュースになりますので、また、こういう製品を探しているんだというふうな告知にもなりますので、そういう形での情報提供というのはいけないのでしょうかというお願いです。

○橋川委員長

それでは、まとめて後でお答え願うことにしまして、ほかにいかがでしょうか。

辰巳委員、お願いします。

○辰巳委員

事業者の方たちはいっぱいやらなきゃいけないことがあるみたいで、気の毒だとは思いますが、そのために資料6-3の4ページ、5ページあたりに、表彰してもらうための自己チェックの表みたいな一覧表があって、とてもいいなど。別に表彰のためにこれを書いてみるという意味じゃなくて、自分でどのぐらい自分たちが取り組んでいるかを評価するには、これはすごくいいチェック表かなというふうには思ったんです。

お聞きしたいのですが、事業者の方は皆さん、どの程度こういう自己チェックというのを日常的にやっておられるか、例えば事業者の方たちにお聞きしたいなというふうに思ったんです。先ほど申し上げたように消費者が事故に遭うときというのは、情報提供されてないとか、事業者の方たちと協力でやっていかなきゃいけないというふうに思うのですが、そういう意味でなかなかこれはいいなと思いますので、お聞きしたい。

○橋川委員長

どなたか事業者の方、どなたでもいかがでしょうか。最近、経産省の審議会は、該当する事業者の人は正式の委員のメンバーに選ばれないケースが多いのですが、この会合はすごくそういう方が多いというのが特徴なのですが、きょうは、多分まだどなたも発言されてないんじゃないかと思しますので、今ちょうど質問も出ましたので、ご意見もあわせていかがでしょうか。

○北嶋委員

私、また後でやらさせていただきます。

○橋川委員長

いえ、まず辰巳委員の質問に。

○北嶋委員

全国LPガス協会の会長をいたしております北嶋でございます。また、私も関西でガスの事業をやらせていただいているわけでありまして、あらゆる意味におきまして、

チェックというのはやらせていただいております。また、ほかのマニュアルも今つくられておるわけでありますけれども、これらに基づいて、対策・対応等を必死になってやらせていただいております。また後で、ほかの話をさせていただきたいなと思っております。

○橋川委員長

ほかはいかがでしょうか。他の事項でも構いませんけれども。

では、とりあえず福田さん、お願いします。

○福田ガス安全室長

順番は逆になりますが、まず辰巳委員のご指摘のほうからご回答したいと思います。まず、こういった評価項目なのですが、実はこれ、遡りますと、事故が減ったというご説明を冒頭いたしました。このときには、マイコンメーターとヒューズガス栓とガス警報器、これを三点セットで三種の神器とって、LPガス業界全体を挙げて100%普及させよう。実はこれが出発点になっております。このときには、この評価項目の中にもその3つは入っておるのですが、それをとにかく100%したら表彰するぞというところで始まったというのがこれだというのが、ある種業界も含めた先人の知恵だったという感じだと思います。

だんだんそれが一段落をして事故も減り、じゃあこの評価項目どうしようかというときに、いろんな自主保安の話が出てきた。ちょうどそのころ、政府のいろんな規制についても緩和をしていこうという流れがあり、初めは保安規制は例外だったのですが、保安規制も、むしろ自主保安のほうがかまうくいくんじゃないかという流れがありまして、むしろこういった評価項目に取り入れることによって自主的な活動を進めていくという流れが出てまいりまして、この活動になって、今この表になっているわけです。

ところが、ご質問いただいた、じゃあ、これはどのくらい活用されているか。いつの間にか表彰だけのためになっていないかという指摘は、実はいろいろなところから出ておりまして、そこを改めていろいろな方にお聞きすると、もともとの発想に立ち返ってみんなこれをやろうという形にしたほうがいいんじゃないか、そういうお話も結構事業者側からも聞きましたので、この際、これを思い切ってやってみようかということで、もう一度ある種のキャンペーンを張ってみたいなというふうに思っております。

現時点でどれだけやっているかというのは、私自身はまだ数字をもっておりません。ただ、来年の今ごろには、少しその辺がみえてくるかなということを期待したいと思います。

それから、井伊さんのご指摘については、閉栓カバー、確かにこれだけいいものというか、単純でかつ安いので、だから普及したらどうかという形で、実は昨年の保安対策指針

には書きました。今ちょっと申し上げたように、よさそうだからすぐに法律で規制できるかということ、正直言って、立法事実としてどこまで構成できるかというのはなかなか難しいところがあります。また、特にこの閉栓カバーについては、実際に3万個だったやつがもう40万個になったということで、自主的に進めることで手ごたえも出ておりますので、今は、まずこういう自主的取り組みのところでどこまで進むのか、その結果、つけたところとつけないところでの事故の防止効果というのは科学的にいえるのかどうかといったところで、法改正というのは、今この瞬間は念頭にありませんけれども、将来的には考えるべき話というふうには思っております。

○豊永商務流通保安審議官

たびたび済みません。少し補足させていただきます。

辰巳委員のチェックシートのご発言、ありがとうございます。これは私も少なからず有効に働くんじゃないかと思っておりますけれども、ことLPについてだけこれが当てはまるわけではないんだと思います。最初のあいさつのときに言及いたしましたけれども、産業事故一般の中で、現場力というものについての疑問が呈されております。これは、熟練の人たちがやっているうちには、勘もしくは経験で十分対応できたものが、今十分できてないんじゃないか。

一方で、LPGの分野もそうですけど、結構細々といろんな通達規制が、今回の指針でも、よくこれだけ守ってくださいといえるなど思っておりますけれども、結構細々と書いてございます。実は情報としては相当来ているんだと思うんです。ただ、ある意味で落ちてきているかもしれない現場力の中で、それを反映するには、簡単なチェックシステムを導入することが有効なのではないかという思いに至りまして、厳しい通達類をたくさん出すのも一案だけれども、あわせてそれを反映したチェックシートがあれば有効なのだろうということで、今回ご提示させていただいた経緯がございます。ほかの分野でも、そういうことを励行していくのは有効だと思っております。

それから、井伊委員のパロマ、パナソニック、今回のTDKのことも念頭におありなんでしょう。私の商務流通の分野で製品安全を担当しておりますので、私のほうから答えさせていただきますと、今の井伊委員のご質問は、いわゆる製品事故のたぐいに多く言及されているのだと思いますが、これについてのリコール情報は、ホームページをみてくださいというだけでは足りないのかもしれませんが、消費者庁並びに経済産業省のホームページには、どういった製品のリコールがなされているかということは出ておりますし、

そのリコール中の製品の事故があった場合には、同じく一義的には消費者庁から、毎週ですけれども、重大事故情報というのが発生したときには公表がなされており、その都度、これはリコール中の製品ですというものもなされてはおります。

したがって、まだまだ発信力は弱うございますけれども、事故が起こったことは毎週、軽微なものも発表しておりますし、その際にリコール製品であるということについては、一次的に消費者庁が、二次的に私どもも同じ情報を掲載しているということで、情報提供には努めているところでございます。

○橘川委員長

井伊委員、よろしいでしょうか。

○井伊委員

はい。

○橘川委員長

ほかに。

榎本さん、お願いします。

○内海委員（榎本代理）

ちょっと閉栓カバーに絡んだことと、辰巳委員がいわれたことなのですが、閉栓カバーは、私どもの工業会で提案させていただいてスタートしたのですが、こればかりが広まって行って、実は業界としてちょっとつらいところがあります。何かといいますと、ガス栓の誤開放を対策するために、ガスコンセントであるとかオン・オフヒューズガス栓であるとか、簡単に半開をしてもガスが出ない、あるいはつまみがないものというものをつくって対応しているのです。ただ、そういうものはお客様、消費者の持ち物ですから、すぐに取りつくと思わないから、既存の使われてないガス栓のところにはこういうものをという形で、こればかりがいくと我々業界としては若干つらいかなと。

そういう意味では我々としては、そういう新しいものの説明が消費者の皆さんのところに届くようなことをしてないのかなと思って、ちょっと反省しております。こればかりをみないで、ぜひ私どもも努力しますので、消費者の皆様のところへ届くような場をつくらせていただければと思います。よろしくお願いします。

○橘川委員長

どうもありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。25年の新しい指針についても、できればご意見を賜りたい

と思います。

和田委員、お願いします。

○和田委員

ガス協会の和田でございます。

我々都市ガス業界も、先ほどから出ておりますCO中毒の事故の撲滅に向けては力を入れて取り組んでおるところでございます。対策としては、先ほどから出ています注意喚起というソフトの部分とハードの部分の2つがあろうかと思うのですけれども、種々の中でも業務用換気警報器・CO警報機の普及率は5ページに示されている通り大体6割ぐらいという理解でよろしいでしょうか。

何かといいますと、これを上げていくための方策というか、そういったものを我々も一緒に考えているところです。ACコードが不便とのことで、できるだけ長時間有効となる電池式の物とか、あと、先ほどバイトの方という話も出たと思うのですけれども、例えば、日本語だけではなくて韓国語とか中国語で「空気が汚れていますよ」とか、いろいろな技術開発・商品開発をやってきたところであります。我々の業界でも、この業務用換気警報器・CO警報機は非常に有効と考えておるのですけれども、これをさらに普及させていく方策とか取り組みとか、もしあれば教えていただければと思います。

○福田ガス安全室長

まず、5ページに記載されているのは、ここに書いてあるとおり七協議会連絡会議、こちらのほうで調べた結果でございます。七協議会連絡会議、冒頭に書いてございますけれども、日本液化石油ガス協議会ほか地域の液化石油ガス協議会というそれぞれ本省と監督部の所管のところ、どちらかという大手の事業者がやっているところですので、小さいところまで含めるとこの数字ではないかと思えます。

普及の方策については、今のところ、こういった指針とかで取り上げ、また、むしろ中で、自分のところはどれだけつけているかというのをチェックしていこうじゃないかという取り組みによっているところが一番大きいところなのですが、何か大きな対策というのがみえてくれば、それはぜひ考えたいと思います。

実際悩みは、都市ガス業界よりもLPガス業界の悩みを聞きますと、初期の設置についてはモニターという形で、実質的にこちら側で負担をする形でつけていかないと普及率が上がらない。ただ、それをやっていくと、消費者のほうにこれが何でつけているのかというのがなかなか通じないので、この辺をどうしようかというのが非常に難しい悩みだとい

うふうには伺っております。

○橋川委員長

辰巳委員、お願いします。

○辰巳委員

去年でしたっけ、建築基準法が改正されて、ガス漏れじゃなくて煙感知、要するに火事を防止するためのあれを、新しく建てる時は必ずつけなきゃいけないとか、古いお家もつけていかなきゃいけないというふうな話になったのですけれども、ああいうふうにはならないんですかね。ガスを使っているお家では、必ずガス漏れ検知器はつけなきゃいけないみたいな格好になるといいなど、ちょっと思っただけなんですけれども。

○橋川委員長

どうですか。

○福田ガス安全室長

ガス漏れの警報器については、実は法律上の義務づけがされております。COの警報器については、まだそこまでには至ってないというのが今の実態でございます。

○橋川委員長

ほかにはいかがでしょうか。

北嶋委員、お願いします。

○北嶋委員

恐れ入ります。この時間は、豊永審議官のほうからも3時間でびっしりということだったので、余り途中で邪魔しちゃいかんのかなということと、皆さん方のご意見をじっと聞いているほうがいいのかなど思っておりましたし、福田室長に一生懸命ご報告していただいていたというふうなこともありましたので、ちょっと黙っていようかなと思っておったので、後で何かあったら話をさせてもらおうかなと思っておったところでございます。また、事業者といいますか業者のほうから言いわけばかり先にしてしまうと、どうもいかんのかなというような感じもしておりました。委員の先生方からいろいろな意見が出ておまして、自分にとりまして参考になったと思っておるわけでありまして。

また、言いわけといいますのは、事故というのはとてつもないような状況の中で、先ほどございましたように、車でもそうでございますけれども、完全なすばらしい商品から何か欠陥が出てくるとか、また、プロのパン屋さんが寒いから換気扇をとめたとか、あらゆる形の、業務用でも、プロといわれる方々でもそういう違った形で中毒事故を起こすとか、

そういう信じられないような形のものがいっぱい出てくるものですから、業者としては、こういうことをいうとまた言いわけしておるということになるのでございますけれども、先ほど来トップヒアリングの説明がありました、私の会社も本省所管ということで、トップヒアリングを受け、あなた1人で答えよと、社員の者はいいよというふうな形でやらせていただいております。また、今のそういうような形の中で、では一体どういうことをしているのかということでございますけれども、先ほどいろいろな委員の先生からお話しあったような質問を福田さんのほうから受けるというふうな形でございました。

あなたのところは一体どのようないいことをしているのかということをお聞かせと、私ども伊丹産業としましては、電話回線を利用した集中管理システムで事故を起こさないというふうな形のことをやっています。いろいろな討議をこのようにやらせていただいております。ただ、この会議の中でもっといい意見が出れば、それらを中心に私ども考えていきたいなと思ってじっと聞いておったような次第でございますので、どうかよろしくお願ひしたいなと思っております。

もう1つ、新しい商品ですばらしいのが出てくると思うんですね、今の何かつけたらいいという。ただ、こういうふうなものも、井伊さんからお話しありましたけど、すぐ法律でつける、こういわれると、何か新しいものが出たら次々そういうふうな形になってくるといってもいろいろな問題がありますので、それが本当にいいものであればぜひひとつりつけていきたいなと考えておりますので、よろしくお願ひいたします

○橘川委員長

ほかにはご意見、ご質問いかがでしょうか。

天野委員、お願いします。

○天野委員

資料6-4の14ページ、15ページ等にチラシを出していただいているのですが、こちら、本当にいろいろ注意を払われて、いろいろ工夫をされてつくってくださっている様子がすぐわかるのですけれども、チラシって、家庭の話をしますと、いろんなものが入ってくるものですから、一瞬で片づけて終わりということも多いかと思うのです。製品そのものにちょっと貼れるとか、あるいははがれにくいマグネット式にするとかいろいろな手段、そういう方策というのは今、多分一部でされているのを目にしたような気がするのですけれども、どんなふうに使われているのかちょっとお聞きします。

○福田ガス安全室長

このチラシは、我々がつくって消費者にみせてというよりも、その効果ももちろんねらっているのですが、どちらかというと実際にLPガスを売っている各販売事業者にお客さんのところに実際に訪問して、まいてくるだけじゃなくて、できればガス機器の使い方を対面で説明するとともに一緒に置いてくるということが一番理想だと思っています。

現実には、先ほどのトップヒアリング、あるいはいろんな都道府県の協会のほうを訪問しますと、そういうことをやっているという声は聞こえてくるのですが、それが全数どこまで広がっているかというところが、多分これからの我々の課題の一つかと思います。

あと、ご指摘のマグネットにしているとか、確かに事業者によっては貼れるような形で、連絡先、何かあったら、ガス臭かったらここにという表示をしておったり、先ほどの換気についても、まず換気というので、レストランの厨房のコンセントの横に「消すな」というのを簡単につけているとか、そういうことをやっている販売事業者の例、あるいは都道府県協会の例というのは聞いたことがございます。

○天野委員

可能でしたら、そういう例を集めるというか、情報を収集していただいて、またそれを各業者さんに、情報、いい事例などを返していくようなシステムがあるといいかなとちょっと思いました。

○福田ガス安全室長

ぜひ参考に取り入れていきたいと思います。

○橘川委員長

よろしいでしょうか。

では、辰巳委員お願いいたします。

○辰巳委員

先ほど北嶋様がお話しになったように、トップヒアリングをなさっていて、役所のほうでいろいろトップの方——トップヒアリングのトップは、トップ事業者じゃなくて会社のトップという意味ですよ。それで応じておられるというお話ですけれども、トップの事業者だと私は理解しているんですよ。いいことをいったり、すごくやっておられる方って。それで、LPガスを取り扱っておられる事業者って本当に千差万別で、そういう情報がちゃんと行き届いているのかどうか知りたいなと思うわけなんです。

だから、先ほどのチェックの話もそうなのですけれども、恐らくここに出ておみえにな

るような方々は、過去に表彰も受けておられるだろうし、多分優秀だろうとは思いますが、そうじゃない事業者が大勢まだいらっしゃるんじゃないかなというふうに思います。そこら辺は、ネットがあるのでどのようにやっておられるのかとか、ちゃんとチェックをやっておられるのか。そういうのをちゃんとやってほしいなというふうに思っていて、私たちは全部そういうところとつながるわけですから、もちろんトップの事業者の方ともつながるかもしれませんが、という意味でさっきもちょっと申し上げていたのですけど。

○橘川委員長

多分今のポイントは非常に大事で、L P ガスの販売業者の数は2万以上いらっしゃるんですかね。都市ガスでも200以上といわれて、10個しかない電力でもいろいろ問題があるわけですから、実際問題、事故の事例とかがすごく大事なものは、技術的にこういうことで事故が起きたというだけじゃなくて、そのバックにある経営の問題ですよ。配送を合理化していかなければいけない、コストを下げなければいけないときにこういうことが起きたとか、こういう新しいいいものはあるのだけど、これを義務化した場合、それでどれくらい消費者にとってコストの負担がふえるのかだとかという、そこまで、全体としてやっぱりL P ガスは高いというような問題点もあるわけですから、その辺のところまで含めた事故原因の追及というのが多分必要なんじゃないかというご指摘だと思います。

今の点はきょう全体にもかかわりますので、また最後にでもご意見賜ればと思います。

よろしいでしょうか。それでは、一たん、あとまだ2つほど議題がありますので、先に進めさせていただきます。

それでは、議題の5番目で「民生用バルク供給システムの告示検査について」ということです。資料7で説明をお願いいたします。

○福田ガス安全室長

それでは、資料7をごらんください。「民生用バルク供給システムの告示検査について」というものです。

めくっていただいて目次がありますけれども、1. は、まずバルク供給システムって何かというのを簡単にまとめました。それから、告示検査というのは法律上どう位置づけられているか、これが2番目です。この告示検査をうまくやるための調査研究というのを4年間やってきまして、手順書という形でまとめておりますので、それが3つ目です。4つ目は、ちょっと別の話になりまして、その過程、場合によっては制度改正してほしいとい

う要望も出てまいりましたので、それについての論点と対応方針をまとめております。最後に今後の進め方ということでまとめてございます。

2 ページ、1. バルク供給システムですが、この絵にありますように、通常、LPガスというのはボンベに充てんしたものを配送するという形態でございますけれども、これはバルク貯槽というのを初めから固定をして、そこにローリーが行って充てんするという形態です。これは平成8年に法律を改正し、住宅との距離を近くしていいという緩和を代わりに、安全装置をたくさんつけることを義務づけして、また、その充てん者については資格者にするという形でソフト面の対応をすることによって実際の普及が始まったというものでございます。

次のページに普及のグラフがありますけれども、バルクの貯槽という形態は大体24万3,000個、容器というものは、最近はもうつくっておりませんけれども累計で8,000個、世の中にございます。

4 ページ、告示検査の枠組みでございますが、平成9年、導入開始の時点で、既に告示で、どういう検査をし、どういう基準だったらいいかというのが決まっております。初回の検査期限が製造後20年となっております。平成9年に導入が始まりましたので、29年あたりからドーンと、先ほどの20何万台というのが出てくる可能性があるということでございます。

下に図がございますけれども、法律では、これはいろんな基準を含めてですけれども、販売事業者は省令で定める基準に従って販売をしなければならないというふうに決まっております。

その下の省令がこの施行規則というもので、この中で、貯槽は「告示で定めるところにより検査を行う」。

あと、下のほう、23号というほうはいろいろ書いてございますが、要するに附属機器、これも「告示で定めるところにより検査を行う」というのが決まっています。

告示のほうでは、貯槽は検査周期、検査方法、合格基準、これをそれぞれ定めて、18ページに具体的な告示の条文を書いておりますが、いずれにしても、法律上、告示までで検査の枠組みというのはもう既に決まっておるというものでございます。

5 ページに、とはいえ、例えば傷がないことってどこまで細かく決めればいいんでしょうかとか、傷が見つかったのだけど、それをグラインダーで平らにしてもだめなんでしょうとか、この検査をする人はだれがいいんでしょうかとか、そういった具体的な手順の

ところはある程度ルール化したほうがいだろうということで、この手順書を作成するという形で、「バルク貯槽20年検査体制導入整備調査研究」というものを21年から4年間、高圧ガス協会さんのほうに委託をしてやってまいりました。

この成果として、①から③まで、貯槽の告示検査の手順、附属機器の告示検査の手順、それと、そういった告示検査をする前のいろんな作業、例えばガスを抜く、あるいは法律上の手続をとる、周りに周知をする、こういったものについての手順書というのはもう既に案としてでき上がっております。本日の資料の参考資料1から3までに手順書案そのものをつけておりますので、ご参照いただきたいと思います。

6ページ目は、この検討していただいた研究委員会と分科会のメンバー。これは、いわばLPガスに関連する行政、あるいは事業者側の基本的に実務上の英知が集まったとっていいと思います。

7ページ以降に、その手順書に大体何が書いてあるかというのが9ページまで書かれております。

10ページ以降、いろんな論点が出てまいりましたので、それについての当面の対応方針（案）というのをここに掲げさせていただいています。まず(1)、この告示検査では、外面の非破壊検査というのが必須事項となっておりますが、この非破壊検査、なかなかお金もかかって、やってくれる事業者も限られるのではないかとということで、これは何か別の形でできないかという要望が(1)でございます

(1-1) としましては、外面非破壊検査のかわりに耐圧試験、水を入れて圧力を調べるということでどうかというものでございます。実は高圧ガス保安法の別の規制のほうでは保安検査基準というのが決められておまして、そこでは内面の非破壊検査のかわりに耐圧試験というのが認められております。ただ、この場合、非破壊検査の場合は5年に1回でいいのですか、耐圧試験の場合は1年に1回という形で保安検査基準のほうではやられているということです。

論点としては、これを認めることが適切かどうか。そのときに、検査周期は一緒でいいのだろうか、差異を設けるべきなんだろうかとということでございます。

とりあえずの対応方針（案）というものがありますけれども、保安検査基準の例を踏まえれば、一定の合理性はあるかもしれないのだけれども、じゃあ5年ということで同じようにしてもいいのだろうかという、まだ数値解析結果というのがこの4年間の間に出てきただけであって、実測データの確認等はまだされていないと。じゃあ、いいので1年ご

とでということになると、1年ごとの開放検査だと今のところニーズは多分ないだろうということで、とりあえず現時点では、これを認めるというふうに判断するのは早いのではないかということでございます。

11ページ、同じく外面の非破壊検査の代替措置の話でございますけれども、じゃあ内面からやったらどうかというものでございます。バルク貯槽、サイズはほとんど1,000kg未満というものになっております。ただ、実際には数としては少ないのですが、1万kg近くのものも存在しておりまして、貯槽については高圧ガス保安法の体系上、大きいものについては検査穴を設けるという規制がされております。この大規模なものについては、当然検査穴もつけられているということになっております。例えばLPガスの充てん所にあるストレージタンクというもの、大型のタンクでございますけれども、これは当然検査穴がありまして、こちらについての検査はどうしているかという、当然検査のための穴をつけているので、検査穴から中に入って、内面から非破壊検査をやっているという形になっております。

当初、バルク貯槽については、それほど大型のものが出てくることは余り想像してなかったもので、今の形になっているのではないかというふうにも考えられますし、また実務上も、外面と内面比べると、まず保安上は内圧のほうが通常同じ圧力をかけても高くなりますので、内面のほうがむしろ安心ができるという考え方に基づいて、大型のストレージタンクはそうになっております。それから、外面からやりますと塗装をはがなくちゃいけないということで、内面からのほうが工程も合理化できるという点もございます。

これについて、じゃあ穴があれば内面からやってもいいのではないかということが論点でございます、ここについては、基本的にその方向で。ただ、ニーズとか実態というのはいっと確認しなくちゃいけないねということで、ここでは対応方針（案）を書いております。

12ページでございます。検査のときに基本的に貯槽は空にしますので、そのときに一時的に仮設をするという話が実際上出てくるのではないかと、それはどうかという話なのですが、状況の2つ目の○に書いてございますように、1,000kg未満というのは実際は980kgになっておりまして、このところで保安距離がどうなるかというのが規制上変わっております。この運用のままだと保安距離を延ばさなくちゃならないということになりまして、実質上、そういうだだっ広いところばかりではないので、この仮設が難しいのではないかとということなのですが、これをどうしようかというのが論点でございます。

この保安距離、漏えいして爆発したときでも周辺の被害が最小限にとどめられるという考え方で設けられていますので、例えば仮設供給施設の設置については、告示検査に必要な期間、要するに告示検査の場合に限る、最小限の期間に限る、あるいはそのときに必要なガス量に限る、仮設作業は複数の者でちゃんとしっかりやられることが確認できる、といったところで、保安の確保を前提としまして保安距離を維持できるという運用、このやり方についてできるかどうかよく検討してみたらどうかということで、ここではそこまでの記述にとどめております。

13ページでございます。告示検査前作業の法令手続でございます。これは、検査のときは貯槽を空にするのでガスを抜かなくちゃならないのですけれども、容器からガスを抜くという行為も、高圧ガス保安法上は高圧ガスの製造に該当するという形になります。そうしますと、検査のために容器を検査所にもっていったのだけれども、そこからガスを抜くために製造の許可が要るとか設置をしなくちゃならないとか、もっと言うと、製造許可をするために、耐圧試験をしようと思ってもっていつているのに耐圧試験をしなくちゃならないとか、よくわからない矛盾が生じてまいります。

一方、バルク貯槽ではなくてバルク容器というもの、これは同じような寸法でも地盤面に対して固定されているか、もっと言うと移動できるかどうかというところで区別されているものでありまして、容器の場合には、当然もって行ってガスを抜いてというのは、製造ではなくてという運用ができるようになっております。したがって、ほかの事例への波及とか、この辺もチェックしなくちゃなりませんけれども、合理的な運用ができるかどうか、今、経済産業省内の高圧ガス保安室のほうで詰めている最中でございます。

14ページ、最後の論点でございます。附属機器とバルク貯槽と2種類ございまして、この検査時期を同期させることができるかどうかという話でございます。附属機器というのは、例えば安全弁とかカップリング装置とか、こういったものなのですが、それはつくった日、組み立てが完了した日というのが製造日になっております。一方、バルク貯槽は、つくった上で検査に合格した日というのが製造日になっております。附属機器は、貯槽が検査に合格した後に付きますので、当然その前につくられているということで、どうしても最大1年程度のギャップが存在してしまうということになるのですが、これをどうしようかという話。

一方、容器の附属品と容器そのものについては、検査周期の同期というのが今法令上可能になっております。ここについては、今申し上げた容器の附属品の場合は、制定をした

ときから、初めから同期できるということを決めていたのですが、このバルクのほうは、附属品も20年、貯槽も20年と決めておりました。ちょっと悩ましいのは、貯槽20年で21年目に附属機器が入っちゃうのだけれども、いいというふうに認めたときに、果たして20年を超えたところでの事故の発生可能性というのは否定できるかどうか、この辺がなかなか難しいというのが実態でございます。ここは、何かわかってくればいいのですが、これがわからない限り、これを法令上認めるというのは難しいかなというのが、この対応方針（案）に記載されている内容でございます

以上、現時点での論点と方針でございますけれども、今後基本方針として、まず法令については、原則として今の法令で一応完結していますので、このとおりにやるのですが、もしも保安の確保が科学的に十分説明できるというものが出てきましたら、改正の検討はやりたいと思います。

また、既につくっていただきました手順書については、原則として高圧ガス保安協会の自主基準、正式な文書という形でつくっていただくということを考えております。

それから、この自主基準を例えば法令とか通達とかで位置づけるかどうか、これは適当かどうかも含めまして検討を進めていきたいと思っております。

なお、先ほどのバルクの委員会のほうでは、何かしらの形で、例えば通達の中で引用するとか、そういったことが望ましいのではないかというご意見はいただいております。

それから、実施時期でございますけれども、平成9年に告示ができて本格的スタートなのですが、その前に、告示をつくるために平成7年ごろに特別の認可を受けて試験をした経緯がございます。これらは告示検査20年が27年に到来するという事。それから、平成9年、10年といろんなものが本格的に出ていますので、それまでには制度面、実態面での整備をしなくちゃいけないということになります。

スケジュール、16ページですが、本日ご説明をして審議を開始をいたしましたので、4月以降、高圧ガス保安協会あるいは日本LPガス団体協議会、こういったところと懸案事項の検討を進めていきたいと思っております。

また、この間、高圧ガス保安協会のほうでは、KHKSという自主基準の制定に向けて作業を進めていただきたいと思います。この間、この小委員会でも議論をし、少なくとも来年のこのタイミングには、どうなったかというところの報告はできると思います。2年後の27年の春には、告示検査が本格的に始まるということ想定しております。

以上でございます。

○橋川委員長

ありがとうございました。

大分専門的な感じになってきましたけれども、資料7の10ページから主要な論点が出ていて、今のお話を聞いていますと、10ページの提案は見送る、11ページの提案は認める、12ページ及び13ページの提案については検討する、14ページの提案については見送ると、こういうご提案だったと思います。それを含めましていかがでしょうか。

越委員、お願いします。

○越委員

ちょっと奇異な感じがしたんですけど、12ページの保安距離の問題なんですけど、保安距離は貯蔵能力に対して決められていると思うのですが、1,000kgに仮設の50kgを足したら超えちゃうという話ですよ。そうなんです、何で仮設するかというと、1,000kgのほうはガスを抜いて検査をするということですよ。そうすると、検査をしている期間は貯蔵能力がない。だから、検査している期間については仮設したものだけが貯蔵能力をもっているという、そういう解釈で運用というのはできないのですか。何かいかにも変な感じがするんですね。

○福田ガス安全室長

今のような考え方で進むのか、それとも、そもそも能力ベースでやっているの、置いてある限り危ないんじゃないかという懸念がどこまで払拭できるか。

○越委員

だけど、検査しているわけだから、検査している部分については当然ガスがないわけですから。

○福田ガス安全室長

ですから、そういった面を含めて法制上どういう説明、手当てができるかと、むしろここから先は我々の中での仕事かなと思っております。

○豊永商務流通保安審議官

今、先生のおっしゃるとおりの考え方でむしろやりたいということでございます。空になっていることを前提に、補助用のものをつけることが可能なのではないかという提案だと理解しております。

○橋川委員長

辰巳委員、お願いします。

○辰巳委員

全然何もわからないんですけど、このバルクそのものは、素材は何なのですか。20年以上もつんですよね。どのくらいもつというふうにお考えでつくられているものなんですか。

○福田ガス安全室長

技術的な説明はもしかしたら不十分かもしれませんが、素材は基本的に鋼というかスチールというか、こちらのものになります。20年ということなので、どのくらい安全率を各社でみているかわかりませんが、当然20年は間違いなくもつという前提でつくっている。

○辰巳委員

それはそうだと思うのですが、それで20年たったものをチェックしようというんですよね。目視でも外から見たり、内側のチェックをしたり。それでオーケーになったら、また20年オーケーとか、そういう……。

○福田ガス安全室長

これも検査周期が既に告示で決まっております、初回は20年なのですが、そこから先は5年となっております。

○辰巳委員

それで問題なければ、毎回毎回更新していけるというか、延長していけるということなのでですね。

○福田ガス安全室長

はい。

○辰巳委員

今、気になっていたのは、これを既におつけになっていて、今までに既に事故があったりしている例というのがありますよね。それはバルクそのものに何かあって事故が起こっているのかとか、そういう事故の例がたくさんあるんだろうと思うのですが、事故がたくさんあったらいけませんか、でも、幾つかはあるのでしょうか、そういうのはどういうふうに参加しているのかなとかいうのもちょっとよくわからなかったのです。申しわけございません、何もわからないまま聞いているのですけれども。

○福田ガス安全室長

先ほどの事故の報告でもちょっとお示ししましたけれども、貯槽の構造とか寿命とか、これに起因した事故というのは今まで起きておりません。どちらかというと、そういう意

味では先ほどの手順書の話に結構通じるところがあるのですけれども、作業手順を誤ったとか、メーカーが示しているちゃんとしたマニュアルというのはあるはずなので、それに従ってやれば防げたというものが結構ありまして、そういう意味では従業員が交換作業をする、あるいは充てん作業するときの手順をきっちり守っていただくという形の方策がバルクの事故の防止かと思います。

○橋川委員長

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、最後の議題になりますが、その他と書いてありますけれども6番目、「液化石油ガス保安法の運用に係る改正等の実施状況について」、資料8で説明をお願いします。福田さん大変でしょうけれども、よろしくをお願いします。

○福田ガス安全室長

それでは、資料8、皆さんも大変だと思いますが、おつき合ください。液化石油ガス保安法の運用に係る改正等の実施状況についてというものです。

この1年のうちに2点ほど、制度改正というか通達を含めまして改正をいたしましたので、お知らせをいたします。まず1. ですが、山小屋等に係る、ずらずら書いていますけど、液石法施行規則17条の規定に基づく特則承認に関する審査というものです。山小屋での事故というのは平成19年ごろ頻発したことがございまして、そのときに私どもで実態調査を、これは都道府県、監督部も含めましていたしました。その結果、山小屋というのは、例えば、保安機関に30分以内に何かあったら行ってくださいというのはなかなか難しいとか、実際にボンベをもって行って容器交換するのですが、本当は容器交換は資格者が交換時点検をしなくちゃならないのだけれども、それがなかなか難しいという実態面の問題がございました。

こういったことについて何かできないかということで、まず、山小屋の場合に限るという前提のもと、山小屋の従業員に、例えば高圧ガス保安協会の講習をきちんと受けていただいて、その方に一次的な保安作業をやらせてもらって、どういう作業をやったか、何かあったときの問題については正式な保安機関がちゃんとチェックをすると、こういう枠組みの内規を私どものほうで制定いたしまして、これをちゃんと守っていただければ適切な保安ができるんじゃないかということのルールをつくったというお知らせでございます。

昨年6月につくって、公布して施行しておりまして、現時点では3事業者から、これに基づいた申請を準備しているという話になってございます。

2点目、ずらずらとタイトルは、規制の名前、審査基準と保安機関の認定についてなのですが、緊急時については、例えばガスくさいというときに、消費者から連絡をガス事業者はいただくことになっています。この連絡先は、基本的に固定電話に限定するという運用を今行っております。これについて、昨今、携帯電話が普及したので携帯電話にしてほしいという要望がございました。これは私どものほうで、情報通信を担当している総務省、あるいは各プロバイダーのほうにもいろいろ聞いたのですが、固定電話と比べて携帯電話だと電波の届かないところにいますという可能性は、これは単に場所だけではなくて、周りのほかの方々の利用状況によってそうなることも否定できないということでもございました。

また、この要望を実際におっしゃっている方々によく聞いてみますと、どっちかというところ東日本大震災のときに固定電話が繋がらなかったと、携帯電話は使えた、そういう実態もあったということがございました。その辺を踏まえまして、無制限に携帯電話の使用を緩和するということはちょっと難しいと思うのですが、そういった被災時に備えて補完的に携帯電話を備えると、これはどんどんやってほしいということについて通達の改正をしたいと思っています。

以上、添付資料もございますが、説明としては以上でございます。

○橋川委員長

どうもありがとうございました。

では、この資料8についていかがでしょうか。よろしいですか。

一応予定していた議題はここまでなのですが、総括的なご意見でも構いませんので、全体を通じてご意見、ご質問はいかがでしょうか。

北嶋委員、お願いします。

○北嶋委員

いろいろなことが書いてあったのでございますけれども、きょうは全LP協の会長の北嶋ということでお話をさせていただきたいと思います。

先ほど来と申しますか、最初から災害時にはLPガスは大変役に立つエネルギーであるということで、そういうふうな評価をいただきながらこの会議がスタートしてきたということで大変喜んでおるわけでもございまして、その上でLPガスを安全にというふうな思いでこの後の会議が進んでおると、このように理解しておるわけでもございます。

また、そのような中で、LPガスの災害マニュアルという中で、これから案という形の

ものが、後で、結果として案が消えるような形になっていくと思うのでございますけれども、これをみておきますと、もちろんそのような形で作られたのではないかなと思っておりますけれども、日本国じゅうが震えているような感じで、災害時にはL Pガス頑張れよというふうな思いになっているのではないかなということで、それを思ったときに、ドキドキといいますか、身の引き締まるような感じもしておるわけであります。

そのような中で、今、日本国じゅうの世帯数が5,400万世帯だというふうに思っております。その中で、L Pガスはその約半分ぐらいの2,500万世帯で使われておまして、先ほどにありましたように、今21,500件ぐらいの事業者がそれに携わっております、それで、私どもがお客さんに安定供給をさせていただいておるということでございます。

また、そのような中で、有事にあってはL Pガス頑張れという形になっておりますので、私どもにとりましては、できるだけ身近なところから、何かあれば、お役所のご指導のもとで思い切り全力投球をしていきたいなど、このように思っておるような次第でございます。

そのような中で、何かあればL Pガスは有用なエネルギーであるということは、だれもが知っておるようなことでございますけれども、プロパンガスを使っておられないような方々でも、何かあればプロパンガスと、「プロパンガス、おまえ手伝え」というふうな形になってくるように思うわけでございます。例えば、東京もそうでございますけれども、何もそういう基盤がないところで、何かがあったからプロパンガスをもってこいといわれましても、どこへもっていったらいいのかわからないということにもなりますので、そのようなことからしたときに、やっぱり学校だとか避難場所には選ばれるようなところに、日常的に使っていただけるような形のものを国として、どこへもっていくかという形のを、各県とか都とかにご指導いただきながらやらせていただいて、そしてまた、それを基盤にして、そこを中心にして次の段階に入っていく。だから、どこへもっていけといえ、決まったような場所がある程度指定されまして、そのような形でL Pガスを使っていたければなど思っております。

また、47都道府県どこにおきましてもL Pガス事業者というのはおりますので、そういう意味において全国的に大都会におきましても、L Pガスは使われておりますし、ほかのエリアにおきましても十分にその役割を果たすと思っておりますし、自分でも肝に銘じておりますけれども、L Pガスがないようなところにおきましては、やっぱりそのような学校だとか人が集まるようなところへ国としてもご指導いただきまして、そして、そこで日

常にL Pガスが使われておると。そしてまた、そこを基盤にして、また次のところにL Pガスを運んでいけるような形をすることにしていただければ、ガス事業者としては精いっぱい有事のときには役立っていききたいなど、このように思っておるような次第でございます。

それから、L Pガス事業者というのは、どうなんですかね、たるんでおるんですかね、というお話もちょっとご指摘をいただいたわけでありまして、L Pガスの事業者としましては、国あるいは県から、そういう商品でございますので大変厳しいチェックを受けておるわけでございます。先ほど来トップヒアリングの話が出ましたけれども、まず自分の話からしますと、私は伊丹産業という会社でございますけれども、近畿2府5県の会長をしておりまして、2府というのは大阪府、京都府、それから通産局が2府5県になっていまして、福井、兵庫、滋賀、奈良、和歌山と、これが近畿の通産局管内でございます。これが1つの形の中で私どもはその役割を果たしておるということで、それが2つの局にまたがった場合は本省所管の事業者というふうなことで、これが私どもトップヒアリングを受ける立場になるわけございまして、ここの本省で厳しい顔をしておられる方々のところで指導を受けているということで、ガス事業者として適しているのかといわれているわけでございます。

それから、それ以外の各府県でガス事業をやっておられる方々は、それぞれの県の管轄の中で、指導を受けているというふうなことでございまして、私ども事業者といたしまして精いっぱいやっていきたいと、このように思っております。

また、このような会議でいろんなご指導をいただきながら、頑張っていきたいと思しますので、活発なご意見をいただけたらと思っております。

○橘川委員長

どうもありがとうございました。

松村委員、お願いします。

○松村委員

私どもは簡易ガス事業者の集まりでありまして、コミュニティーガス協会と申しております。簡易ガス事業というのは、同じようにL Pガスを一定規模以上の住宅団地に導管で供給する事業であります。

今回、この事故の状況だとかあるいは保安対策の指針という点のことでいくと、私どもの会員はL Pガスの販売事業者さんの一部でございますので、重なり合っているものです

から、共通する点がかなりあるかというふうに思っています。

そういう意味で、こんなことをいうと事業者さんから、規制が厳しくなるとかいうふうなことでおしかりを受けるかもしれませんが、保安ということは非常に大事なものですから、素朴な疑問として申し上げたいと思います。

今回の保安対策指針についてどうこうというつもりはありません。全く非常にすっきりした形でわかりやすくできているので、これについて問題はないのですけれども、液石の販売事業者あるいは私どもの簡易ガス事業で起きる事故というのが、協会として今一番問題視しているのがうっかりミス、ヒューマンエラーによるガスの供給死傷事故、それから他の事業者、他工事事故といっておりますけれども、道路工事であったり水道工事であったりして、土管を傷つけて漏えいを招くといったようなものであります。かなりの割合であるものですから、非常に協会としては問題視しているということです。

今回のこちらの事故の状況の中で、容器交換時の接続ミスであったり、同じようなミスがあります。そういう意味でいくと、保安教育の徹底ということであらうとおもいますが、教育のあり方ということの一つ考える必要があるんじゃないかなという気がしております。液石事業あるいは私どもの事業もそうなのですが、かなりの割合で配送等の業務を委託されています。だから、委託先との関係というか、あるいは保安機関、ここの教育がどうなのかということが今非常に大事なのではないかなという気がしているということが1つ。

それから、やっぱり教育でも、どういうときに何をしなきゃいけないかというのは、皆さんご存じなんです。聞けば、理屈ではわかっている。問題は、うっかりミスというのがどうやって起きるかということ、頭でわかっている、そのときうっかり忘れたんだよねというのがミスなんです。それが事故につながるということでありますから、頭でわかったものをどう体で表現するかということが一番大事なものですから、そういう意味での教育のあり方ということの一つ考える必要があるのではないかなというふうに思っています。

また、定期検査等もしっかりやられておられますけれども、その中では、やっぱり契約の内容がどうかとか、契約書がどうかとか、書類、帳簿等のチェック、そういうものでしかみられないということもあるのだらうと思うのですけれども、形式的になっていないかということを考える必要があるのではないかな。本当に事故を撲滅していこうということであれば、そういう視点での検査のあり方が必要なのではないかな。

先ほど評価リストというのがございました。確かに保安管理という観点では非常に重要

なものでありますが、現場におけるチェックリストといいますか、本当の意味の現場力なのかと疑問に感じたものですから、そういう観点から今後またご検討いただければ大変ありがたいと思いますし、私どもの簡易ガス事業にも非常に有効なものになっていくのではないかと思いますので、老婆心ながら申し上げさせていただきました。失礼いたしました。

○橋川委員長

小林委員、お願いします。

○小林委員

保安分科会ということなのですが、先ほど北嶋委員がいわれたことと若干関連しますけれども、危機管理ということです。これから震災の発生する可能性もあるということでもありますけれども、新潟県の場合はLPが中心で、私も業界として今回東北大震災で炊き出しを相当やったのですけれども、仙台を除いてかなりの部分がLPガスを使用していて、LPのボンベがあれば、器具さえもっていけば何でもできるということ。私も阪神大震災から行っているのですが、阪神の場合、たしかガスは2カ月ほど通らなかったかと思うのですが、ある1つの業者さんが、飲食店なのですが、都市ガスを使っていたのですがLPガスに転換する器具をもっていて、その社長が一気に兵庫県に走って、100店舗ほど都市ガスをLPガスに業者を使ってかえて、すぐ営業したということを聞いています。そういう意味で、LPガス業界を応援するわけではありませんけれども、大震災とかそういうときは非常にLPガスは有効です。

1つは要望なのですが、発電機というのが、たしかガソリンの発電機とLPガスの発電機があると思うんですね。業界が、先ほど北嶋委員がいわれているのであれば、例えば協会に必ずガスの発電機を用意しておくとか、大事故が起きた場合はそれをもってどこでも行けますので、そういうことをやるとか、庁は別かもしれませんけれども、そんなことも要望としてお願いできたなあと思います。

それとCOの中毒に関しては、先ほど法制ができてないということなので、それまでの間は、業界の方が定期的に簡易の機械をもって行って調査するとか、そういうことが必要なのではないかなんていうことを思っています。

以上です。

○橋川委員長

北嶋さん。

○北嶋委員

小林委員、ありがとうございました。今ご指摘いただきました発電機が某メーカーからでき上がってまいりましたので、私どもも会社では非常用に置いておりますし、協会にも置くようにしております。すべての47都道府県の協会にというのは、それぞれお考えがあるかも知れませんが、協会からは県のほうにある程度の寄贈をすとか、そのようなこともされてきていますので、そのような何か一朝事あるときには、発電機というのは有効に使われるのではないかなと思っております。ありがとうございました。

それから、さっきちょっと考えておったら、ちょうど前にマスクをされておられる小島企画官のところ、ガス事業のことにつきましては非常に親切丁寧にいろいろなお指導をいただいておりますし、また福田さんのところでは、事故を起こしてはいけないという指摘をいただくなど役所のほうにはしていただいております。

それから、先ほど鎖の2重がけだとかそういうお話がございまして、今は法律では1重になっております。だから、今度2重にしたらと。私ども、2重にしようかなと思っておるのですけれども、2重にして、じゃあ3重のほうがいいじゃないかという話にもなってくるかも知れません。とりあえず1重でというところでありまして、うちはすべてが1重をやっております。だから、これからは2重に向かってスタートしていくのではないかなと思っております。

ただ、今までは、鎖というのは家庭でガチャガチャというものですから、非常に注意をしながらしておったのですけれども、ちょっと違った形の、鎖でないようなものも出てくるようでございますし、また2重にするということは、お家にくっつけるということでもありますので、そこに穴をあけたりなんかといういろんなこともありましたけれども、そのようなご理解をいただきながら、できるだけ2重にもしていきたいなど、このように思っています。

それから、先ほど榎本さんからちょっと話があったのですけれども、ボンベのプロテクターのことです。50kgはプロテクターがなく、20kgとか10kgというのは持ち運びしやすいようについておりますので、50kgはついてないんです。50kgもプロテクターをつけたらいいじゃないかというのは、安全のためにということで高知の話が出ました。また、雪のためには、ひさしが出ているところに50kgを置くようになっているのですけれども、冬場に運べない所にはもう1本置いたりすることから、ひさしに入らないボンベに雪が落ちたとか、そういうふうな問題がありますので、また言いわけでございますけれども、事

故というのは想定外でございますものですから、そんな形で、できるだけ事故はないようにしたいと思っています。

○橋川委員長

辰巳委員、お願いいたします。

○辰巳委員

済みません、いっぱいお時間をもらってしまって。ちょっと発電機というお話があったもので、思い出すというか気になったのですけれども、私も、小さい発電機で小型のカセットボンベで発電するものが今出ているというのを知っておりまして、それから思い出して。プロパンガスというのを使っている方は、都市ガスが入ってないところの方が多くて、都市ガスの都会の人たちは余り関係ないやと思いがちだけれども、震災以降、カセットボンベというものはすごく家庭の中に普及しているわけですけれども、そういうものに関するお話がきょう全然なかったなというふうに思ったもので、事故とかそういうのは全くないんですか。それだけ疑問が残っただけなんです。すっかり頭の中から抜けていたんですけど、発電機のお話をしてくださって思い出したんです。

以上です。

○橋川委員長

最後に事務局のほうから総括的な発言を求めますので、そのときにちょっとお答え。

よろしいですか、ほかの委員の方。

それでは、豊永さん、中村さん、福田さん、若干質問も出ましたけど、何か発言がありましたらよろしくをお願いします。

○川原高圧ガス保安室長

ご質問がございましたカセットボンベでございますけれども、法律がなかなかわかりにくくて、高圧ガス保安法のところで規制がかかっているものでございます。最近はそのほど大きな事故というのはないのですけれども、実は特殊なところ、例えば、これまた国交省ですけども船の上とか、こういったところで事故が起きたりということがございますので、これはまた整理してご報告をさせていただきたいと思っております。

○橋川委員長

何か総括的な発言はいかがですか。

○中村審議官

いろいろとご議論いただきまして、とりわけ保安対策指針について、あるいは告示の検

査についていただきました。具体的ないただいた意見について、盛り込むべきは盛り込みますし、また、我々が日ごろ施策を実施していく、法律を施行していくに当たっての参考とさせていただきたいと思っています。

きょう、とりわけご意見の中でもいただいたものについて関係しているのが、我々、常々合理的な安全確保のあり方、合理的な安全規制の構築ということが大切だと思っているのですけれども、その中の1つの柱というのが自主保安の確保というところでございます。これは各委員のほうからいろんな形でご指摘をいただきましたけれども、その中の1つの方策というのが、先ほど豊永のほう、あるいは福田のほうから申し上げましたけれども、ある意味では原点に戻るような形でありますけれども、チェックリストの活用ということで自主保安の実効性を高めていきたいということが1つでございます。

もう1つは、これは保安対策指針の策定のところで、指針の策定をして、その後、実際どういうふうに行うか、その実行されていることをどういうふうを確認をしていくのかというところは非常に重要なものですから、そういったところについては、先ほど北嶋会長のほうからもご紹介ございましたけれども、本省所管のところのみならず、2万にわたる事業所、会社があるわけですから、そういったところに浸透させていくということは非常に重要でございますので、そういった意味からも、監督部あるいは都道府県の方々にぜひこれまで以上にまたご協力をいただいて、そういったところと連携をしながら、より自主保安の実効性を高めていくという形で進めていきたいなというふうに思っております。

したがって、これまで保安対策指針につきましては、やや本省のほうで、こちらのほうで使用するような形でありましたけれども、来年以降については、この取り組み状況の把握も含めて、できる限り翌年度の保安対策指針のところに監督部あるいは都道府県のほうから上がってくる情報というものを大いに活用して、よりよいものにしていきたいなというふうに思っております。

それから、合理的な安全確保、安全規制との関係で、先ほど委員長のほうからございましたけれども、事故原因の分析と同時に、そのための対策というものについて、効果と経済的な分析というものはより重要になってくるのだらうと思っておりますので、そういったところについてもさらに勉強していきたいなというふうに思っております。

○橋川委員長

本日は、どうもありがとうございました。

きょうは、保安の話はずっとしてきました。多分大事なことは、保安のことをちゃんと考えなければいけない環境が整っているというところに目を向ける必要があると思うんですね。需要サイドからは、防災上あるいは分散型エネルギー網としてL Pガスの需要が高まっているという話が十分出ましたが、供給サイドから考えましても、天然ガスは20%ぐらいだと思うのですけれども、L Pガスは8割以上がホルムズ海峡を越えてくる。

したがって、シェールガス革命の成果などを取り入れるという意味でいくと、L Pのほうはるかに、少しでもそれを買いますとインパクトが大きいわけですね。現実問題として、このところのL Pの卸売の会社の奮闘などもあって、シンガポールに行って専門家に聞いたら、サウジアラムコのC Pはあと2年で崩壊するなんていう見方をしている人もいるわけでありまして、供給、需要両面から大きくL Pが見直される状況です。

ということは、当然のことながら安全上の問題もいろいろ起きやすい、そういう地合いであるという中で我々は今保安の問題を考えている。きょう、それがだんだん浮き彫りになってきたと思いますので、非常に細かい話のようにみえますけど、実はこれを一個一個やっていくことがL Pガスの時代を到来させる上で必要不可欠だという、その大状況をもう一度確認しておく必要があるのではないかと思います。

では、最後に福田さんのほうから、今後のことも含めてお願いします。

○福田ガス安全室長

本日は、ありがとうございました。

冒頭に申し上げましたけれども、配付資料と議事録、こちらにつきましては特別の事情がないと思われまますので、公開としたいと思います。

また、議事要旨につきましては、1週間以内程度でホームページに公開する予定でございまして、こちらについては事務局に一任させていただきたいと思えます。

また、詳細な議事録、これは皆様にご確認いただいた後に記名で公開いたしますので、追って確認をさせていただきます。

最後に、本日、何度も指摘いただきましたように資料が大部でございまして、送付をご希望の方におかれましては、机の上にそのまま置いていただいて、わかればいいので封筒にお名前だけ書いていただければ、後日発送させていただきます。

以上でございます。

○橘川委員長

どうもありがとうございました。長らくの時間、若干短くはなったかと思えますけれど

も、これにて本日の会議を終わらせていただきます。

—了—